

## 平成 27 年第 4 回那須塩原市議会定例会

### 議 事 日 程 ( 第 4 号 )

平成 27 年 9 月 9 日 ( 水曜日 ) 午前 10 時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 3 番 相馬 剛議員
    - 1 . 中学校の部活動について
    - 2 . 時代に合った地域づくりについて
    - 3 . 市有資産の有効活用について
  - 2 番 星 宏子議員
    - 1 . 関谷小学校・金沢小学校の統廃合について
    - 2 . 本市のスクールバスの運行について
    - 3 . 多様な学び方の支援について
  - 11 番 高久好一議員
    - 1 . いじめ、不登校について
    - 2 . ミニポートピアについて
    - 3 . 介護保険について
  - 23 番 平山啓子議員
    - 1 . 不育症治療に公的助成を
    - 2 . 子育て環境の整備について
    - 3 . 大震災時の火災抑制について
    - 4 . 防災意識の向上を目指して

出席議員（25名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
20番	山本はるひ	議員	21番	相馬義一	議員
22番	玉野宏	議員	23番	平山啓子	議員
24番	植木弘行	議員	25番	人見菊一	議員
26番	中村芳隆	議員			

欠席議員（1名）

19番	若松東征	議員
-----	------	----

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	片桐計幸
企画政策課長	佐藤章	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	財政課長	中山雅彦
生活環境部長	渡邊秀樹	環境管理課長	臼井一之
保健福祉部長	松江孝一郎	社会福祉課長	菊地富士夫
子ども未来部 部長	藤田恵子	子育て支援課 課長	石塚昌章
産業観光部長	藤田輝夫	農務畜産課長	印南良夫
建設部長	君島勝	都市計画課長	稲見一美
上下水道部長	八木澤秀	水道課長	小仁所滋
教育部長	伴内照和	教育総務課長	小林一恵
会計管理者	大島厚子	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	会田裕司

農業委員会  
事務局長 川 嶋 勇 一  
塩原支所長 赤 井 清 宏

西那須野  
支所長 関 谷 正 徳

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 阿 久 津 誠  
課長補佐兼  
議事調査係長 増 田 健 造  
議事調査係 長 岡 栄 治

議事課長 大 武 利 幸  
議事調査係 伊 藤 靖  
議事調査係 磯 昭 弘

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。  
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は25名であります。  
19番、若松東征議員より欠席する旨の届け出があります。

#### 議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 市政一般質問

議長（中村芳隆議員） 日程第1、市政一般質問を行います。

質問通告者に対し、順次発言を許します。

#### 相馬 剛 議員

議長（中村芳隆議員） 初めに、3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 皆様、おはようございます。

議席番号3番、TEAM那須塩原、相馬剛です。  
通告に従い、市政一般質問を行います。

1、中学校部活動について。

那須塩原市の教育行政については、さまざまな分野で先進的な取り組みが実行されているところであり、しかも計画から実行までのスピードは、

他市町に類を見ないほどの速さで進んでおり、子どもたちの教育環境は充実したものになってきていると思います。

人口減少が重要課題と言われ、少子化が現実になってきた今日、中学校の部活動については、部員不足や部員数の偏りにより、活動の縮小や休部といった話を耳にいたします。

そこで、中学校における部活動の現状と今後のあり方について伺います。

教育における部活動の位置づけについて伺います。

部活動の加入状況について伺います。

部活動についての課題をお伺いします。

部活動の将来像についてお伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員の質問に対し答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） それでは、1の中学校の部活動につきまして順次お答えをさせていただきます。

初めに、の教育における部活動の位置づけについてのお尋ねでございますが、中学校の部活動につきましては、文部科学省が示します学習指導要領で学校教育の一環として位置づけられており、子どもたちの社会性や自主性の向上、健康の維持増進等のため、発達の段階を考慮しながら、ほかの教育活動とともに関連を図って進めております。

本市の中学校におきましては、原則生徒が何らかの部活動には所属するように指導しているところでございます。

続きまして、の部活動の加入状況についてお答えをいたします。

本市の今年度の中学校の部活動の加入率であります。運動部と文化部と合わせましておよそ

98%ということをごさいます、運動部に限りま  
すとおおよそ74%となっております。さきに申し  
上げました98%のうち、加入していない2%につ  
きましては、不登校生徒であったりあるいはクラ  
ブチームに所属していたりというようなことで、  
生徒が部活動に入っていないというようなことも  
ございます。

続きまして、の部活動における課題について、  
特に運動部を中心にお答えをさせていただきます。

現在の子どもたちの傾向としまして、外遊びに  
かわりまして室内で時間を費やすことが多くなり、  
運動離れが進み、部活動等への加入者も減少して  
いる、こういったところが現状でございます。

また、部活動やスポーツ少年団活動が過熱をし、  
勝利至上主義に陥り、本来楽しくあるべきはずの  
活動が人間関係の問題や心身の疲労などで逆効果  
となっている場合もあるということでございます。

一方、大会や遠征などへの参加のための経費が  
かさみ、保護者の負担が増加していると、こうい  
った問題も挙げられておまして、各学校におい  
ては保護者に対しての丁寧な説明が不可欠となっ  
ております。

さらに、教員側からしますと、経験のない部活  
動の指導をせざるを得ないと、こういったケース  
も出てきているということでございます。

このような問題の解決のために市校長会では、  
小中学校の運動部活動のあり方を協議し、その改  
善を図っているということでございます。

最後に、の部活動の将来像についてお答えを  
させていただきます。

部活動が最初の で申し上げましたとおり、あ  
くまでも教育の中の一環として位置づけられてお  
りまして、生涯にわたり心身ともに健康で、文化  
的な生活を営むために、また豊かな人間性を育む  
上で重要な意味を持つものと考えております。

さらに、子どもたちがお互いを尊重し、協調し  
合い、公正さと規律をとうとび、忍耐力を培うな  
ど、人格の形成にとっても大切なことを体験的に学  
ぶ場であってほしいと、こう考えております。

少子化によります生徒数の減少問題もあります  
けれども、校内の部活動の体制を見直して、地域  
や保護者の協力あるいは理解を得ながら進めてい  
きたいと、このように考えているところでござい  
ます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） それでは、 から順に再  
質問をさせていただきます。

まず、部活動の位置づけについてでございます  
が、学習指導要領にある各教科などと同じような  
位置づけとして部活動というものがあるのか、ま  
た生徒会活動などのような特別活動と同じような  
位置づけにあるのか。学習指導要領の中には、ク  
ラブ活動という名称は出てくるようですが、部活  
動というのがどういった位置づけ、どういったも  
のとして理解すればよいか、まずご説明いただい  
てよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 学習指導要領上の部活動  
の位置づけでございますが、これは教育課程外の  
活動というふうに扱われております。つまり、今  
議員おっしゃったような各教科とか、行事とか、  
そういったものは年間何時間というふうに時数が  
決められておりますが、部活動に関しましては、  
そういうものの枠の外側というふうに考えていた  
だければ、なおかつ学校が行う教育活動の中と、  
ちょっと表現が難しいんですけども、ご理解い  
ただけるでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番(相馬 剛議員) 教育活動の一環ではあるが、要綱の項目としては入っていないということなんでしょうか。ちょっとすみません。わかりにくかったんですが、もう一度すみません、お願いします。

議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

教育長。

教育長(大宮司敏夫) 今の学習指導要領は、基本的に全国どこの学校におきましても同じ、ある限られた時間数をかけて学習を進めるとあるいは行事を進めるとか、そういうものに規定されておりますが、部活動に関しましては、いわゆる簡単に申しますと、放課後の活動というふうなことで、ですから時数で管理をされている部分は教育課程と、教育課程外というのは時数で管理されていない部分の教育活動と、こんなふうにつまえていただければと思います。

議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。

3番(相馬 剛議員) わかりました。

そうしますと、その授業時間が年間1,015時間というふうなものが書いてあったかと思うんですが、そういった時間等の部活動については、時間等のガイドラインというものはないけれども、教育の一環としての活動であるという理解でよろしいでしょうか。

そうしますと、そこで本市の場合、原則所属をするということになっておりますが、この原則というのは強制的なものなのか、それとも任意的なものなのか、また1人が1つの部活動ということなのか、複数所属は可能なのか。例えば季節ごとに部活動に所属するというだけでもよいのか。その位置づけの中で、こういう形態はどうかということでもちょっとお聞かせいただければと思いますが。

議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

教育長。

教育長(大宮司敏夫) 最初に、部活の所属のあり方ですけれども、これにつきましては強制という言葉は強い言葉になりますけれども、先ほど申し上げましたように、中学校におけます部活動については教育的意義があると、私たちは捉えておりますので、可能な限りそういった活動に子どもたちがかわるということは、とても大切なことであるというそういう観点から、子どもたちには、どこかの部には所属をしてもらおうというふうに指導しているということでございます。

また、1人が幾つかの部に所属することもあり得るかということですが、今議員おっしゃったように季節的に行われるものへの参加ということ、例えば運動関係でいきますと、駅伝のようなものですね。こういったものにつきましては、生徒の数が大きい学校では、常設の陸上部なりがありまして、その中で選手、チームを編成することが可能ですけれども、生徒数の少ない学校におきましては、臨時的に駅伝部のようなものを構成して、そちらに所属するというようなケースあるいは文化部におきましては合唱であったり、そういった場合に複数の部に所属するということもあり得ると思います。

ただ、常設の部ではなく、あくまでも臨時的な部というものへの所属というふうにつまえていただければと、こう思います。

議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。

3番(相馬 剛議員) わかりました。

ということは、1学期は野球部で2学期はサッカー部というような常設の部を行ったり来たりというのは認めてはならないという理解でよろしいでしょうか。わかりました。

そこで、そうしますと、部活動の目的ですが、先ほど社会性や自主性の向上と健康増進というふ

うに伺いましたが、これが目的ということによろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） あくまでも最初に申し上げましたとおり、社会性、自主性あるいは健康の維持増進、こういったこと、それから異年齢ですね。要するに学年をまたいで異なる学年で1つの集団をつくるわけですから、そこから学ぶものというんですか、そういったものも部活動の場にはあるというふうに捉えております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） わかりました。

それともう1点、他の教育活動との関連してということをおっしゃられたかと思うんですが、具体的にはどのようなものが関連して部活動が有効だということなんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 先ほど申し上げましたとおり、子どもたちはさまざまな教科あるいは領域あるいは学校行事等でいろいろな経験をしております。そういったものを先ほど申しましたような一つの集団、学習集団とはまた違う集団の中でそれらを生かしていくということ、大きくいいますとですね。そういったことがさまざまな教育の関連というふうに捉えていただければありがたいというふうに思います。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、例えばこれが体育競技の成績だったりとか、そういったものに関連するというものではないという理解でよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 一番直結するのは、保健体育という教科だと思いますけれども、それはあくまでも保健体育の教科としての学習でありまして、それと部活動が評価としてですね、つながっているということではございません。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 理解いたしました。

続きまして、の再質問でございますが、原則所属するということだったんですが、先ほど不登校ですとか、そのほかにクラブチームに所属しているの、部活動には所属していないというようなご答弁があったかと思うんですが、クラブチームに所属していれば、学校の部活動に原則は入らなくてはいけないんですが、例外的には入っても認められるという理解でよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） おっしゃるとおり、クラブチームに入っている場合でも原則ではどこかの部に入って活動していただくことが望ましいということは、お話を申し上げております。それに対してもさまざまな事情があって所属をしないというケースとしてのお話でございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） わかりました。

また、それとは別に、所属はしていますが、名前だけで、実際には活動していないというような生徒がおられたりはするのでしょうか。また、そういった生徒がいる場合、そういった数は把握されているのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 全然ないというわけではないかと思いますが、極めてその数は少ないというふうに思っております。やはり教育活動の一環

として学校も年間計画を立てて行っているわけ  
ありますので、可能な限りそういったところに参加  
するようにさまざまな手だてを講じているとい  
うところが現状かというふうに思っております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 了解いたしました。

続きまして、 についての再質問ですが、子  
どもたちの運動離れというのは、全国的なものとい  
うふうに考えておまして、この議場でも何度か  
教育長からそのお言葉を聞いたところでございま  
すが、本市においては運動離れについての原因と  
いうものの分析とかはされておられるんでしょ  
うか伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 直接的な分析というふう  
に言われますと、こういうことでというふうには  
なかなか言いがたい部分もありますけれども、こ  
れは中学校だけの問題ではないのではないのかな  
というふうに思っております。今回は中学校の部  
活動ということでお尋ねでございますので、小学  
校につきましては言及いたしませんけれども、子  
どもたちはつながっておりますので、そういった  
ものも十分考えていかなければならないのでは  
ないのかなと思います。

ただ、やはり先ほど最初に申し上げましたと  
おり、運動部活動の意義は大きいものがあると、私  
は思っておりますので、できるだけ多くの子ども  
たちがまさに成長期の子供たちですので、適切な  
運動をする、そういう時間を確保するということ  
は、とても大切なことではないのかなというふう  
に思っております。それを可能にするための環境  
をどう整えていくかということが我々にとっての  
課題だと、こう考えております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） それともう1点、勝利至  
上主義によって、教育に対して逆効果なものが見  
られるというようなお話があったかと思うんです  
が、中学校の部活動において勝利至上主義とい  
うふうになるのは、これは先生でしょうか、生徒で  
しょうか、それとも保護者でしょうか。それがま  
た全体的にということなんでしょうか。その見ら  
れる現象について、分析はされているのかお伺い  
します。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 全体的に最近の傾向とし  
まして、中学校の運動部活動に関してございま  
すけれども、ややいわゆる競技色というのが社会  
全体として強くなってきているのかなというよう  
な感じは受けております。もちろん、運動です  
ので、勝敗がつきものの部分もありますので、それ  
を一つの目標として競技力を自分の技術を高めて  
いくというのも大切なことだと思います。その  
バランスをどうとっていくかという部分がとても  
難しいわけですが、社会全体としては、やや競技  
性というものがかなり求められるような傾向にな  
ってきているかなそんな印象は持っております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、社会全  
体的にそういった勝利至上主義の傾向にあるとい  
う理解をしてよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 勝利至上主義という言葉  
を使ってしまいますと、非常に強い印象を受ける  
わけですが、全体的にスポーツをする環境がいい  
意味で整ってきておりますので、そういったもの  
にかかわるという機会が以前よりもかなりふえて  
きていると思います。ですので、社会全体として

もスポーツ活動に対する理解というんですか、その関心というのも高まってきている、そういう背景の中で、中学校ですと全国大会まであるわけですので、そういう大会を目指そうというようなそういう雰囲気というのは、以前から比べると強くなりつつあるのかなというふうに思っております。ですので、それと従来からある中学校の部活動の狙いというものをご折り合いをつけていくかという部分になるのかなと、こう思っております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） わかりました。

さらにもう1点なんですが、保護者の費用負担が増加しているというふうなことをご答弁いただきましたが、その原因についても分析とかをされていますでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 先ほどの答えにも関係してまいりますけれども、さまざまな大会に向けての練習試合などがありますので、自校の場所で行う場合もありますが、ほかに出かけていってということになりますと、当然交通費等もかかってまいります。それから、最近は非常に道具あるいはスポーツウェア、そういったものにもお金がかかるということもございます。さまざまな要因がそうしているのかなと思いますが、できるだけ必要最小限の負担で済むようにということなどは、各学校にはお願いをしているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 中学校のある部活動で、いわゆる遠征費、その他部活動費ということで、学校で集めるお金が1つの部活動で年間20万円ぐらいになる部活動もあるというふうに保護者から聞いておりますが、教育委員会としていいですか、中学校の教育活動としてのその部活動にかか

る経費というのがそういったウェアとか、用具については、種目によって大分開きがあるのは事実でございますが、そういった活動費についての大体のガイドラインですとか、適正なところというのは、お話し合いとかはされているのでしょうか。  
議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 部活動に係る経費等につきましては、毎年きちんと調査という言い方は変ですけれども、学校から報告は受けておりまして、私ども把握しております。

議員おっしゃるとおり、運動するための道具につきましては、種目によって差がありますので、一概に何とも申し上げられません。また、練習試合等の遠征とか、そういった関係ですが、これも多少の幅はあるだろうと思っております。ですが、冒頭申し上げましたとおり、保護者への過度な負担というものは、やはり避けるべきということでございまして、教育委員会からもあるいは中学校ですと、学校体育連盟、こちらと連携を図りながら、より多くの子どもたちが部活動にかかわれると、そういう環境を整えるという意味でもそういった保護者の負担に対する配慮というものをしっかりとしてほしいということで通知は出させていただいております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 了解いたしました。

それと、先ほど今後丁寧な説明が必要と、丁寧な説明が不可欠というふうなことでおっしゃられましたが、この部活に対する丁寧な説明というのは、その内容なのか、それとも回数で、実際にそういう説明はどのように、年に何回ぐらい行われているかというのは、何かガイドライン等がありますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） その丁寧な説明につきまして、やはり当然部活動の運営についての説明が中心になるわけでありまして、その運営に伴って経費というものも出てくるわけではございますので、今年度はこの分についてこういうような方針でいきたいというようなことを年度初め、保護者にはそういったような説明をする。

それからもう一つ、大きな節目となるのは新人戦を迎える、これからの時期ですね。チーム編成がかわるわけでありまして、そのタイミングで行う。必ずこの2回は、少なくとも各学校においては保護者への説明がなされているところです。また、随時の機会を捉えて、その部活の運営については説明をしているものというふうに理解しております。

それでよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） それと、答弁の中にはなかったんですが、例えばひとり親家庭で部活動の送迎が難しく、しかも周りの人に毎回頼むのは非常に迷惑になるだろうというような理由から、生徒が希望する部活動にはちょっと入れられないとか、あとは夏休み等ですが、宿題がなかなか終わらないぐらいの量が部活動があって、本当に授業や宿題よりも部活動が優先として中学校に行っているように自分の子どもは見られるというような保護者の意見等もありますが、そういった問題のご認識はありでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 部活動に絡みましてはさまざまな問題というか、課題というのがあるものというふうに私たちも認識をしまして、さまざま具体的な例は教育委員会のほうにも学校から

あるいは直接保護者の方から情報が寄せられているというようなことが現実でございます。ただ、あくまでも学校生活の中で、学業とそれから部活動と、そしてこれはバランスをとって行われなければ、本来の意味はなくなるわけではございますので、そういうふうなものについてケース・バイ・ケースではございますけれども、適切に対応できるように、学校に対してあるいは保護者に対しても説明を行ったり、学校に対しても適切な指導を行うようにというようなことで指示を出させていただいたところでございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） それと、最後になりますが、先ほど校長会で改善を図っているというようにお話でしたが、その校長会ではどのような改善策を持って、今後改善していこうというようなお話、現時点で結構ですが、もしありましたらお願いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） この校長会での中心になっておりました小学校のスポーツ少年団活動、小学校における運動部活動のあり方というのが中心でございましたが、中学校にも関連しますので、小中であわせて適切な運営をやっていこうということで話し合いがされているところでございます。

小中の連携も含めた話が行われておりますし、あとは先ほど申しましたようにバランスをとってということであれば、適切な休養日というものを設けたり、練習量を過度にならないように調節をするとか、そういったものであると思います。これにつきましては、県の中学校体育連盟のほうにおきましても、適切な運動部活の運営という形である程度のガイドライン的なものができておりますので、できるだけそれに沿った形で望ましい部

活動運営をやっていくというようなことで確認を  
させていただいておる状況でございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） わかりました。

続きまして、 についての再質問をいたします  
が、先ほど校内の部活動体制の見直しというよう  
なお話がありましたが、どういったところを見直  
そうということなんでしょうかお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 教育活動の一環でござい  
ますので、全校体制で適切な部活動運営にかかわ  
るという意味で、ある特定の先生だけがそこにか  
かわるというようなことではなく、全校体制でい  
くというのがこれらに対する見直しという部分の  
大事なところではないのかなと思っております。

また、冒頭申し上げました最近、先生の中にも  
自分で学生時代に経験したことのないような種目  
の顧問になるというようなこともあるわけであり  
ますので、そういった場合にどうフォローしてい  
くかというようなことも、校内体制の中の一つで  
はないのかなというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） わかりました。

すみません、私の知り合いでも自分が経験した  
ことのない部活動顧問をしているという方もいら  
っしゃるんですが、非常に勉強熱心で、よその学  
校の先生のところによく聞きに行ったりして勉強  
をされているという姿は見ております。先生の個  
人の努力なんだろうというふうには思いますが、  
そういったこともあるように聞いております。

また、最後になりますが、地域や保護者の協力  
と理解というようなことでございますが、その地  
域の協力と保護者の理解というのは、具体的にど  
ういうふうなことを想定なんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 1つは、その指導に当た  
る方の問題でしょうか。より専門性を持っている  
方に指導してもらったほうが競技力は当然のこ  
とながら高まるわけでございますので、そういっ  
たもののノウハウがある方のお手伝いをいただく  
ということは、1つ大切なことであろうと思っ  
ております。ただ、あくまでも教育活動の一環であ  
るということを外さない、そういうような運営で  
あるべきであるということは、しっかりと押さえ  
ておかなきゃならないなというふうに思ってお  
ります。

また、スポーツ関係に限った話でありますけれ  
ども、やや競技性が強くなっているという話を先  
ほどさせていただきましたが、当然のことながら  
保護者の中にはある程度のレベルまでという、そ  
ういう思いを持たれている方もいらっしゃいます。  
もう一方では、子どもに生涯においてスポーツに  
親しむ、そういった素地をつくってもらふことあ  
るいは教育的なもののほうに中心を置いた、そう  
いうような思いを持っている方もいらっしゃいま  
す。そういう幅の中で、より適切な運営をしてい  
くという部分、どの辺に理解を求めるかというあ  
たり、そんなところも学校において一つの指針と  
して示していくということが、それが保護者ある  
いは地域の理解につながるものではないのかなと  
いうふうに思っております。

ですので、あくまでも部活動は学校教育の一環  
という枠の中からは、なかなかその枠は外せない  
わけでありますので、その中におさまらない目的  
のものにつきましては、また別なフレーム枠を今  
後は、将来においては、考えていくというそうい  
う時代もあるのかもしれませんが、今なかなかそ  
こまでは申し上げられませんが、今後にお

きましては、そういった考え方もしていかないと、全てを中学校の部活動の中におさめていこうというのには、少し無理なものも最近は出てきているんじゃないかな、そんなふうに個人的には感じております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） よく理解いたしました。

今の教育長のお話を例えば保護者や生徒はどのぐらい聞いて、どのぐらい理解されているというふうに思われますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） どのぐらいというふうに聞かれますと、なかなかはっきりとは答えられない部分もあるかというふうに思いますが、やはり私の思いはですね、子どもがずっと大人になっていくどこかでは、一番自分の持てる力を発揮する場面が出てくるんだらうと思うんですね。例えばスポーツについても同じだと思うんですが、それが小学校時代なのか、中学校なのかあるいは高校、あるいは大学なのかという、そのどこかでその子の持っている一番いいものが出れば、私はそれがとても大切なことだと。その中で、やはりスポーツに限っていえば、それが中学校の部活動の中であるのかあるいは中学校の部活動はあくまでもその素地をつくって、さらにその先の高校あるいは大学で伸びるための時期だというふうに捉えるか、それはさまざまだというふうに思っていますが、そういったものを指導者がしっかりと踏まえて、それを子どもたちに部活動の活動の中で個人的に話をしていくということがとても大切になってくるのかなと思います。

そういった取り組みは各学校において、各部においてぜひやってほしいなというふうに思っております。

教育委員会としては、改めて子どもたちに直接話す機会はなかなかないわけでありますので、校長会を通して、各所においてぜひそういう努力はこれからも続けてほしいと、こう思っております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 今のお話をぜひ保護者や生徒に直接聞いていただきたいというふうに感じております。

ある先生のお話で、部活動の目標の大きな一つの目標として、生徒の自己管理能力の育成であるうと思っています。ただし、そこには楽しいということが前提でということだというふうなことで言っております。1日24時間の中で中学校の授業や膨大な宿題、そして学習塾、また遊び、そうした時間管理、食事や睡眠などの体調管理、そして集団の中での自分の存在や社会性の自己管理、それが身につけば、その部活動の目的は達成されたと考えているというようなことを聞いたことがございます。私もそのとおりだらうというふうに思います。

部活動における勝利至上主義というのは、意欲の自己管理が若干できていないんだらうかなというふうに思うところであります。しかし、勝ちたいという積極的な意欲は否定するものではないと思います。

そして、中学校1年生、2年生、3年生、この段階において、その自己管理能力、またその意欲というのが大きく差があるのだらうというふうに思います。先生や上級生はその差を十分に理解して、部活動において下級生を導いていくと、そういったものが部活動なのかなというふうに思っております。

特に運動部においては、長年、効率のよい練習、効率のよい活動というふうに言われてきましたが、いまだ時間と成果に比例するといったような状況

であり、長い時間をやっているところが強いというようにところもありますが、ある先生は朝起きてから夜寝るまでの時間スケジュールを全部1日の表にして1週間分を渡すというようなことをやった結果、部活動も学業も成績が上がったというような話も聞いたことがございますので、そういったそれが自分でできるようにと、自己管理能力なんだろうというふうに思います。

また、運動部加入者の減少については、子どもたちの運動離れのほかに、生徒や保護者の理解不足というのがあるんだろうと思います。部活動の内容、時間、それにかかる経費が説明不足によって、保護者や生徒が理解、納得がいていない、実はこれ結構多いんだろうというふうに私は感じております。

また、先ほど先生も言われましたように、保護者や生徒がもっとやりたい、もっとやらせたいという方とそうでなくそんなにやらせなくてもという程度問題の差が大きくなるんだろうと思います。それらの解決方法は、非常に先ほど難しいというふうなお話でありましたが、まず年に2回ほど説明会をしているというようなことでございましたが、恐らく春の過ごし方、夏の過ごし方、秋の過ごし方、冬の過ごし方というのは、活動内容が大分変わってくるんだろう、特に運動部についてはと思いますので、その年に4回程度、保護者と生徒に説明をしていっていただくのが適切なんではないかというふうに思います。

さらに、質や量の程度問題の解決については、私が以前から申し上げているように、スポーツアカデミー方式というのが有効だろうというふうに思っております。

また、よりレベルの高い技能を求める生徒は、月1回程度そういったところで活動する、また運動部には所属していないが、週1回ぐらい運動を

したいという生徒をそれぞれの程度に合わせて活動ができる仕組みになるだろうというふうに思います。

私は、小中学生の野球アカデミーというものを主催しておりますが、現に中学校の部活動は茶道部に所属しながら週2回、野球の練習をしに来ているという生徒もおります。

こうしたさまざまなニーズに応えられる仕組みをご検討いただきたいというふうをお願いをしまして、この項の質問を終わります。

## 2、時代に合った地域づくりについて。

平成27年3月に制定された「那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の第2章第6節、施策の方向性に国の総合戦略における4つの基本目標があり、その4に時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するとの項目が挙げられています。

これに対し、本市の優先的に取り組む基本方針というものに、地域内外の人が集う交流拠点づくり、地域に住む人々の情報共有と情報発信の場を設けるとしてあります。合併10周年を迎えた本市は、広大な敷地を有する市となっており、住民生活の地域も広範囲になっております。

そこで、情報の共有が難しい状況にあると思うことから、以下の質問をいたします。

地域内外の人々が集う交流拠点について市の考えを伺います。

地域に住む人々の情報共有・情報発信の場について市の考えを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 相馬剛議員に私からもお答えをさせていただきます。

2の時代に合った地域づくりについてでございます。

の地域内外の人々が集う交流拠点についてですが、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の目標である定住人口の増加を図るためには、人々から選ばれることが必要であり、選ばれるまちづくりを進めていくためには、独自施策の展開と個性を明確にしていくことが重要であると考えております。

そのため、施策として7つのKに交流というキーワードを設け、人と人、人と自然が触れ合う場の提供に重点的に取り組むこととしております。

具体的には、市全体での魅力ある観光地づくりや国際交流の推進、個性豊かな駅前地区の創出やスポーツイベントの誘致などの取り組みを行うこととしており、こうした施策を実施していくことで、交流拠点が形成されていくものと考えております。

次に、の地域に住む人々の情報共有・情報発信の場についてですが、人口減少への対応については、まず転出を抑制することであり、市民が市に魅力を感じ、誇りと愛着を持って市に住み続けてもらうことが必要であります。そのためには、さまざまな市の情報を市民と共有し、市民がみずから市の情報を発信していくことが重要であり、総合戦略において広報をキーワードとして設け、地域ポータルサイトやイメージアップサイトの立ち上げ、地域ブランドメッセージの制定などを行っております。

第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） それでは、のすみません、再質問にはちょっとならないんですが、私の認識が若干違っていたのかもしれませんが、地域内外の人が集う場所という、交流拠点の場所とし

てのイメージをしておりましたが、観光地づくりや国際交流、駅前再開発やスポーツイベントの誘致によって、自然発生的に交流拠点ができらうということ、市が主体的に施設を設けるということではなくて、そういった施策によって必然的に交流の拠点ができてくるという、そういう施策だという理解をしてよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 交流拠点の意味ということとございまして、ただ単に拠点施設をつくっていくということだけではございまして、那須塩原市全体が交流拠点となることが交流人口をふやすためには必要だろうというふうに考えているところでございます。

そのための施策として、先ほど市長から答弁あったように、観光とかスポーツ等を通じて交流人口をふやしていくという施策を実施していくことで、交流拠点ができていくというふうに考えているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうすると、今の意味は、市外の方だけではなくて、もちろん市内の方の交流拠点も同様に考えていくということで理解してよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 市内の方も市外の方もということで、議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） それでは、すみません、についての再質問でございますが、これについても情報発信の特定の場所を設けるということではなくて、地域ポータルサイトであったりとか、

ホームページであったり地域ブランドメッセージ、これチャレンジing 那須塩原だと思んですが、そういった中に市民が魅力を感じ、誇りと愛着を持てるようにすると、こういうものが情報交流の場だという理解でよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 情報共有・情報発信の場につきまして、先ほど市長が答弁をされたとおりでございます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略とあります地域創生ですね。定住促進というものを目的に施策を展開していくということでございまして、そのための施策をどう展開していくかという中で情報の共有、情報の発信ということになるわけでございまして、市民の皆様と市の魅力等々の情報の共有をし、そして市民みずからが市の魅力を発信していくということが必要だろうということで、具体的には地域ポータルサイトなどを作成いたしまして、これも情報共有の場にはなるんだろうと思いますけれども、具体的な場という形にはなるうかと思いますが、そういったことで情報発信、情報共有を進めていくということでございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） わかりました。

若干ちょっとわかりにくかったところなものですから、大変申しわけありません。質問をした次第でございます。

もっとわかりやすい情報共有の場やその発信の場になるのかなというふうに思っておったんですが、例えば市の施設やそうしたものの以外にポスターやチラシの掲示ができるような場所を設定するですとかなのかなというふうに思っていたんですが、ホームページやポータルサイト等は以前アクセス数を聞いたところ、サーバーの関係でわから

ないというようなご答弁をいただいたことがありますが、余り多くの方が、そんなに市民がほとんど見ているというようなことはないんだろうと思います。

例えば3月28日に行われた10周年記念シンポジウムの際の豪華なポスターをつくってあったわけですけども、1週間前という状態でも結構余っておったというようなことでございます。

こうしたものをコンビニや金融機関など多くの人が出入りするような場所に掲示していただくようお願いや協力を求めていく、そういった方法がよいのではないかなというふうに思ったりしたものですから、その場所ということを考えてところでございます。

国の創生戦略にも地域企業との協力といった要件もあったように思いますが、そうした情報の発信、情報の共有の場ということは、お考えにはなりませんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） いろいろな形で情報の発信、情報の共有というのは必要だろうと思います。ポスターの掲示、いろいろなところでやっているんだろうと思いますが、どこでどういうふうにポスターを掲示するのが有効なのかということもあろうかと思しますので、ポスターの掲示等々については、今後検討をさせていただきたいと思えます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 大体のイメージがわかりましたので、この項の質問は終わります。

続きまして3番、市有資産の有効活用について。

本市はことし1月に合併して10年を経過しました。そして新庁舎建設など、新たな時代に向けての事業が長期計画の中にも数多く盛り込まれてい

ます。

また、合併前の旧市町から有する土地や建物も多数あり、今後それらの市有財産の有効活用が課題となると思うことから、以下の質問をいたします。

本市が所有する土地の件数を伺います。

本市が所有する建物の件数と棟数を伺います。

本市所有の道路の本数を伺います。

今後の市有財産の命名権の活用について考えを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） それでは、3の市有資産の有効活用につきまして から まで関連がありますので、一括してお答えいたします。

本市が所有します土地の件数であります、平成27年3月31日現在、道路等を除きまして宅地954筆、山林533筆、雑種地が1,930筆、公園474筆、その他が819筆、合計としまして4,710筆というふうな状況となっております。

また、建物の件数につきましては302件、建物の棟数につきましては874棟であるというような状況でございます。

さらに、道路の本数につきましては、平成27年9月1日現在、道路法第8条第2項の規定による市道として認定しました本数は2,501本でございます。

次に、今後の市有財産の命名権の活用の考え方については、平成26年2月に策定しました市有財産の有効活用に関する基本方針におきまして、コストというふうな観点から、資産としての有効活用による新たな財源の確保を掲げておりまして、命名権については、具体的な取り組みの一つとし

て位置づけられているところでございます。

この命名権の活用につきましては、どのような手法をとることが最も効果的であるか、今後先進事例の調査及び研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） それでは、 から まで一括して再質問をさせていただきます。

すみません。まず、土地の件数ですが、敷地の件数ですが、ちょっと筆数ですと非常にわかりにくいんですが、件数として、ここの市有財産有効活用に関する基本方針というふうなものに載っている行政財産としての253、それから未利用市有財産255カ所、この中にその4,710筆があるというふうに考えてよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） ただいま議員のほうからお話がありました市有財産の有効活用に関する基本方針だと思いますけれども、その中に確かに施設につきましては253施設というふうなことで記載がされてございます。私、先ほど建物の件数については302件とお答えしたところでございますが、若干差がありますが、これについてはこちらの基本方針のほうにおきましては、既に長寿命化計画あるいは適正配置計画等によって位置づけられている施設等は除いてあるというようなことなものですから、例えば小中学校あるいは公営住宅、そういったものが省かれているというふうなことでございますので、その点はご了解いただきたいと思えます。

また、使っていない土地ですか、それが255というふうなところでございますけれども、大変申しわけありません。それにつきましてはどうして

も調べる中で、筆数でしか調べができなかったものでございますから、そんなふうな形でお答えのほうをさせていただきました。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） それでは、すみません。4,710筆の中で200㎡以上600㎡未満、600㎡以上1,000㎡未満、1,000㎡以上と、3つに分けた場合、それぞれの筆数というのはすぐ出るものなんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 申しわけございません。そういった区分でも出しておりません。すみません。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） わかりました。

それとまた、市道と認定されているものを先ほど2,501本というふうにございましたが、市道と認定されているもので一番短いものは何mあって、一番長いものは何kmあるかというものはわかりますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 大変申しわけありません。今手元に細かい資料がございませんので、これにつきましては調べてお知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） わかりました。

そうしますと、これから先ほど言いました未利用地255、利用地302、それから建物874、道路2,501本、およそですが合計4,000カ所というのを公有財産として考えてお話を進めさせていただきます。

そこで、コストの面から有効活用による新たな

財源の確保というふうに言われましたが、その中で命名権というものについて、これまでどのような検討がなされてこられたのか、お願いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） この命名権につきまして現在までどのような検討をされてきたかというようなことでございますが、大変申しわけございません。これにつきましては有効活用に関する基本方針に記載はされているわけでございますが、具体的な検討というものはまだというようなことでございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、今後検討をされるお考えはありますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） この命名権につきましては、全国的に見ますと平成15年度あたりから各自治体のほうで導入が進んできたというふう聞いております。つまり、もう十数年以上、命名権を導入したところでは時間が経過しているというふうなことでございます。

そんなところからしますと、それなりの命名権についての課題とあぶり出しがされてきたというふうなことでございます。やはり命名権を何で導入してきたのかとうふうなところになりますと、そこから少しでも収入を得て、命名権といいますと、施設が多いわけでありまして、例えばスポーツ施設あるいは文化施設あるいは道路というようなところもありますが、そんなところからの命名権料というようなことで、その施設の維持管理等に充てていきたいと思います。

もう一つは、企業あるいは命名権での地域貢献

というふうな側面もあったように聞いておりますが、そんなところからしますと、ただそれも期間的には3年あるいは5年、そういった期間が多かったというふうに聞き及んでおります。となりまして、大体3回目の更新が最近なされてきたであろうというふうに思います。

そんなところからしますと、そこから出てきました課題等、それについても今後十分に検証、調査研究をしていかなければならないというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） わかりました。

それでは、再度質問をいたしますが、まず1点目が歳入の自主財源と、それで2点目が市民の誇りや愛着、いわゆるシビックプライド、それから3点目がわかりやすい、目に見える行政というその3点から命名権、いわゆるネーミングライツについてお伺いをします。

まず1点、自主財源が若干の変動はありますが、ここ5年間前年度比100%と横ばい、つまり歳入の自主財源はほぼ同じ額で推移してきているところとあります。そして、平成26年自主財源比率、全体からの比率でございますが、49.92%と合併後初めて50%を下回ったと、こういう状況の中で、私はこれまで市長に対しお金のかかる要望をしてきましたが、大変恐縮をしているところでございます。

そこで、このネーミングライツを活用して自主財源の比率を上げられないかというふうに考えたわけでございます。

土地、建物、道路の公有財産をおよそ先ほど4,000というふうにしましたが、単純に年間1万円で命名権を貸し出しというようなことに成功した場合、年間4,000万円、5年で2億円になりますというようなことを考えます。

そのほかに市のバスや車両、施設の塀やコンクリートの柱等、あらゆる市有財産についてそれが年間500円か1,000円かわかりませんが、いわゆる薄利多売というような方法で命名権の貸し出しができないかということ。

それからもう1点、2番目ですが、シビックプライドという点から、例えば自分の会社の名前が建物のついたものがあるとか、自分の父親の名前がついている道路があるとかということで市に愛着が生まれるというようなこともあるのではないのでしょうか。

私は小学生のころ昇降口の蛇口とブランコの1つに自分の名前をつけて、非常に6年間、愛着を持って使用したという記憶がございます。

また3点目、わかりやすい行政という面から、何々通りとか何々街道とかという名称がついている市道は、そんなに多くはないのかなというふうに思います。全ての道路にいわゆる通称とネーミングライツをあわせて名前をつけ、もちろん看板を立てるんですが、看板料も命名権料の中に含んで貸し出せば、例を申し上げれば、例えば埼玉

街道とか、上赤田××通りとか、また道路の交差点については厚崎何々交差点とかというような市内の各地名を盛り込んだ命名権のついた看板を至るところに設置するということによって、市民もまた市外から来る方もわかりやすく、しかも行政の取り組みが目に見える形で行われているというふうに思われるのではないかなというふうに考えるところでございます。

以上の3点から、この命名権の活用について、現時点でどう考えるか、再度ご答弁をお願いできればというふうに思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） まず、自主財源の増加、

増大させるというふうな手段としてというようなお話でございます。その前段としまして、ご指摘のとおり、ここ数年、若干ずつ自主財源の割合が減ってきているというふうな状況でございます。ただ、26年度につきましては地方交付税、これが多かったというふうなこともありまして、見かけ上、そんな形になっているというようなことでご了解をいただきたいと思えます。

確かに自主財源、自由に使えるお金がふえるというふうなことは、重要なことかというふうに考えます。ですから、やはりこの基本方針にも掲載されましたように、何かその財産を使って公有財産あるいは行政財産というふうなことになりますけれども、手だてを考えるとというふうなことは大変重要なことだというふうには認識をしているところでございます。

また、2点目のシビックプライドでございますが、これは先ほど私申し上げましたように全国各地でいろいろな取り組みがされているというふうなところで、その中の課題としても一つ取り上げられている問題だというふうなことになってございます。といいますのは、やはりなれ親しんだ名称を何とかかんとか会社の名称とかかというのがかっついてなるわけなんで、そうしますとそこで地域の方々がどういうふうな反応をとられるのかというふうなところがございます。

また、逆に議員さんおっしゃるように、違った面、そのプライド、誇りというような点でのメリットというふうなものもあるんだろうというふうに考えますので、そこら辺についてはもしそういうふうな形になるとすれば、地域とどういうふうなそういったものを取り扱っていくのか、そういった十分な話し合いが必要ではないかというふうに考えます。

それから、もう一つ、わかりやすい行政という

ふうなことで、これはおっしゃるとおり道路につきましては、ここは何かというふうな通りですよと、愛称でもよろしいわけだと思うんですが、そういったもの、それからかたい名称じゃなくて、もっとやわらかくてわかりやすい名称とか、いろいろそれは表示の方法が考えられるわけではないかと思えます。そんな点からも、全てがいいというふうには私は思いませんけれども、やり方によってはそういうふうなわかりやすい行政に結びついていく一つ的手段ではないかというふうには考えます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） いわゆるネーミングライツというのは、全国的にも有名な施設等で行われているんだろうというふうに思いますが、当然今までのネーミングライツ、命名権料というのは相当高いものだったというふうに聞いておりました。

何力所か野球場等の視察に行ったりとかしてまして、命名権料、命名権の使用をというような視察もしてまいりましたが、なかなか本市の市有の財産の中にそうした全国的ですとか、地域の中でも有名な施設というようなことはないんだろうというふうに思うところではあります。ただし先ほど言いましたように薄利多売といいましょか、地元の小さいところからということでもその視点を変えれば、恐らく予算的にそんなに必要になるものではないんだろうというふうに思いません。

看板の費用についても命名権料で負担していただくというようなことで、例えば道路の命名権料を年間1万円、5年で5万円と。看板代を含めて1万、1万で、道路の始まりと終わりにつけて7万円と、ざっくりした今思いついたような話ではございますが、そういった視点でもこのネーミングライツというものをちょっと考えていただけれ

ばというふうに思うところであるとともに、またそのほかにもさまざまな市有財産の有効利用というものが考えられて、そういった検討がされていくことを要望いたしましたして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で、3番、相馬剛議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時21分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁保留の答弁

議長（中村芳隆議員） ここで建設部長から発言があります。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 大変申しわけありませんでした。

先ほど相馬剛議員から質問のありました市道につきまして保留となっていたものでございますが、一番長い市道につきましては、市道東那須野高林線で、延長が9,954.8m、それから一番短い市道であります、上塩原運動公園線で7.5mであります。

以上であります。

星 宏 子 議員

議長（中村芳隆議員） 次に、2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 皆さん、こんにちは。

公明クラブ、2番、星宏子です。市政一般質問を始めさせていただきます。

1、関谷小学校・金沢小学校の統廃合について。

平成28年4月に関谷小学校、金沢小学校は統合し、新関谷小学校となります。現在その準備を進めていますが、その中において幾つか整備を進めるべき課題も出ております。子どもたちの教育環境を整えることは、これからの那須塩原市をつくる人材育成への投資となり、高い教育水準と教育環境は、子育て世代にとって定住促進を考える上で、魅力の一つになることから、以下のことをお伺いいたします。

関谷小学校へのプール設置についてお伺いいたします。

体育館のトイレの設置についてお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 星宏子議員の質問に私から最初にお答えをいたします。

関谷小学校、金沢小学校の統廃合に関する件でございます。

この 関谷小学校へのプールの設置と体育館のトイレの設置につきましては、関連がありますので、一括でお答えさせていただきます。

塩原地区の小中学校において、スクールバスを利用して金沢小学校、またはB & G海洋センターのプールを現在利用しておりますが、平成28年4月に金沢小学校と関谷小学校が統合することから、関谷小学校へのプールの設置について必要性を含め今後検討を進めてまいります。

また、体育館用トイレ設置についても、あわせて検討を進めてまいります。

第1回、大変短くて恐縮ですが、つけ足す言葉も引く言葉もありませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） それでは、再質問に移らせていただきます。

プール設置基準がありましたら、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） プールの設置基準ということでございますが、学習指導要領の中では、小学校については必修、また中学校については1年、2年については一部必修というような決まりがございます。ただ、各小中学校に全てプールを設置するというような基準というものはございませんで、基本的には設置されればもちろんいいことですが、いろいろな状況によって設置がされないという場合には、水泳という一つの競技といいますが、その中で特に配慮すべき部分、例えば泳ぎについての基本的な理解であるとか、水泳を行うに当たっての例えば溺れてしまうとか、そういった際の対応であるとか、そういった部分については必ず指導要領の中でも学習しなさいというような規定にはなっておりますけれども、必ずしも各学校に設置をしなければならないというような基準にはなっていないというのが現状でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 先ほどのお答えですと、各学校に必ず必要なものではないというお答えでしたが、私自身のことで申しわけないんですけれども、私は黒磯小学校、黒磯中学校出身なんです。当時物すごく子どもの数も多かったです。プ

ールがあるのが当たり前の今でいえば恵まれた環境で育ってまいりました。当時、黒磯市内の小中学校でプールのない学校はなかったかと思います。結婚して子どもが関谷小学校に入学するようになりまして、まずプールがないことに驚きを感じました。こういう学校があったんだと。また、中学校にもないことを知りまして、さらに驚いたことは言うまでもありません。

余りにも水泳の時間というものも短いので、ご答弁にもいただきましたが、B & Gに通いました。また金沢小学校にスクールバスを利用していたりして、水泳の時間というのはとても短いんですね。行く時間は長いんですけども、実際に泳ぐ時間は短いという、本当にそういったことで、泳げなきゃしょうがないだろうと思ひまして、子どもたちをスイミングスクールに通わせました。

また、当時何で関谷小学校にプールがないのかなと思ひまして、先生とかにもお聞きしたことはあったんですが、いろいろな答えは、さまざまじゃないか、ああじゃないかということはお聞きしてはいるんですけども、寒冷地だからプールがないということもお伺いしました。でも今は温暖化が進んでおりまして、関谷もかなり暑くなっておりまして、また寒冷地仕様じゃなくなっちゃったんですね。もう寒冷地ではなくなりました。冬はプールがないかわりに冬はスキー教室を2回実施もしていたんですが、それが代替案なのかと思って、ちょっと納得せざるを得なかった部分もあったんですけども、市町が合併した際に経費がかかりますという理由で、黒磯のほうはスキー教室は年に1回だということで、結局ここも削られてしまい、年に1回のスキー教室となりました。子どもたちは夏の水泳のかわりのスキー教室をとっても楽しみにしていましたので、がっかりしまし

たし、保護者としてもとてもショックだったことを覚えております。とても残念な出来事でした。

先ほど必修科目にもなっているけれども、十分な時間がとれないというのも現実ありますし、泳げるようになるためにクラブに通っている家庭もうちだけではないはずです。スポーツクラブは費用がとてもかかりますので、当然家庭の事情で習わせたくても習わせられない家庭もあります。このことはやはり学校教育ではあってはならない、大規模校と小規模校の格差やまた地域格差につながると思うんですけれども、このあたりはいかがでしょうか。お考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） プールが自校にあるなしに伴いましてそれぞれいろいろな工夫をされて水泳という競技といますか、一つの運動を習得するというような取り組みをされているというのは、十分理解しております。

その中で、格差というお話がありました。市としてもできるだけ市内の小学校、中学校、そういった格差というものは、もちろんないのが一番好ましいというふうには思っております。

ただ、これまで合併前からのいろいろな経過の中で、塩原地区についてはプールが全ての学校に設置されていないというのも現実でございますので、そういった部分を少しでも解消するためにスクールバス等を活用しながらB&G、または金沢小学校を利用して、子どもたちにそういう水泳の体験、授業も含めてぜひ取り組んでいただきたいということで、これまで進めてきたわけですので、当面はそういった形をとりながら、その格差というものを少しでもないような形に進めていきたいというふうには考えております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 格差がないように進めていきたいというお考えでしたが、金沢小学校のプールを利用するからいいということでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 金沢小学校を利用することで格差がなくなるような部分にとられたかとは思いますが、基本的には決められた1年間の中の時間数を水泳という授業でそれぞれ子どもたちに体験をしていただいて、市内の子どもたちが同じような時数であるとか日数であるとか、体験していただくというのが一番いいことだとは思いますが、現状としてプールが塩原地区についてはB&Gと金沢小にしかないということも現実でございますので、当面はそういったところをうまく活用しながら、まず水泳の授業等も含めて利用していきたいというふうなことで考えております。

今後、先ほど市長からの答弁にもありましたが、施設の整備については総合的に検討していきたいということで考えております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 当面はこういったことでの利用を進めていくというお答えでしたが、金沢小学校の子どもたちにしてみれば、今まで本当に身近にプールがあったんですね。いつでもプールに入れる状態、お昼というか、学校で勉強しているときも体育の時間には暑い夏、プールに入ることでもできた。また、夜間は夜間で開放もされていたと思いますが、本当に身近な存在でした。それが関谷小学校になった途端に、学校にプールがないというのは、とても寂しい思いをすと思います。

格差のないようにと、繰り返しおっしゃっていただきましたが、金沢小学校の子どもたちも寂しい思いをするだけではなく、これはいつでもプ

ールに入れるということで、学び親しんできた水泳習得ということに関しましても、これからプールが入れなくなると、それは言い過ぎだと思うんですけども、水泳の授業時間が短くなるということは、教育の質を下げることになるのではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） プールの利用する時間、日数等が少なくなることで、教育の質を下げのではないかということかと思いますが、26年度、27年度、これまでの塩原地区の子どもたちのプールの利用時間、利用日数等を整理しているところなんですけど、多いところで3時間、少ないところで2時間というような状況にもなっております。少なくともそういったこれまで行ってきた水泳の授業、体験については、時間数はもちろん確保していくということで、今後進めていきたいというふうには考えております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） まず、こういった実際の利用時間は2時間、3時間、これは学校で授業としてやっている時間としての換算でしょうか。あとは夏休みの利用なんかもあると思いますが、夏休みの利用時間というものはありますか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 先ほど申しあげました2時間、3時間というのは、あくまで学校の授業として捉えている時間数でございます。

また、夏休み中、日中等開放している、その際の利用されている状況については、細かい数字は持っておりませんが、市内の小中学校どこでも夏

休み中についてはプールを開放しておりますので、そういった意味では、施設としては金沢小、またB & Gしかありませんけれども、利用する機会はあるのかなというふうには思っております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） もちろん利用する機会はたくさんあるかと思えます。夏休みに関しましては、みんな子どもたち自宅におりますし、また部活で関谷のほうにも来るとは思いますが、夏休みの利用というのがやはり授業ではもちろん必修科目として決まっている時間はクリアして、そこで何とかかんとかやっても、夏休みの利用時間というのも体力をつくったりとか、水に親しむ、先ほど最初に答弁いただきましたが、必修ではないけれども、水泳の基本とか溺れたときの対応についても学びますということでお答えをいただいておりますが、溺れたときの対応といいましても、これはやはり水になれ親しんでいないと、結局溺死予防といいますと着衣したままの水泳とかになってくるかと思うんですけども、泳げない子どもたち、水になれ親しんでいない子どもたちが着衣をしたまま溺死予防の学習ができるのでしょうか。やはりそれは積み重ねで、水に親しんだ上で話になると思いますが、そこはどのようにお考えでしょうかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） やはり指導要領の中でも規定されております中で、いわゆる水泳についての心得という部分は、必ず取り上げなければならぬというような規定がございます。ただ、それは自分の学校にプールがないとか、そういった条件で実際に水を利用して教育なりができない場合には、最低限そういった心得等については授業の中で取り上げるという規定になっております。

そういった中で、現在塩原地区については、2カ所のプールしかありませんので、それを利用する機会というのは確かに少ない。今議員おっしゃるように水に親しむ機会があって、初めてそういったところも理解が深まり、自分の体で覚えるということもあろうかと思いますが、そういった部分も含めてやはりプールというものについては、教育の一環としても必要性については十分理解しておりますので、そういうような機会については、これまで合併以前、合併以降も対応してきているものでございますので、そういった内容については、今後も維持はしていきたいというふうには考えております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひその維持をお願いしたいと思います。

もう一つは、やはり中学校にもプールがないんですね。中学校1年生のときに数時間の授業のみで、これもバスを利用してB & Gか金小のプールに行くような形で、多分必修時間としてクリアはされているとは思いますが、2年生、3年生では、そういった授業はありません。ということは、高校に入ったときに丸2年間のブランクがあります。高校では、もうプールのない高校はありませんので、必ず体育の授業に水泳はあります。必修科目になっておりますが、自分は泳げるつもりでいたのになぜか泳げない、そういったギャップも生まれております。

関谷小学校にプールができれば、中学生も利用できると思いますし、水泳というのは体にとっても負荷が少ないので、基礎体力づくりにもとても必要だと思います。そういった意味でもやはり利用人口とか、そういったことも踏まえまして、しっかり考えていただければと思うんですけれども、スポーツ科学研究者の宮下氏は、水泳を通して情

緒と知的健康を育むことの大切さを言っております。水泳、泳ぐことに対して心と体の健康を育てる機会を結局9年間も失っているということは、本当に残念でございます。

先ほど何回もお答えはいただいているんですけども、やはり全体的なことを含めまして教育課程の中での水泳の重要性というのは、どの程度重要なかということをもしありましたら教えてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 教育課程の中での水泳の重要性ということでございますが、ただいま議員おっしゃられましたように、宮下先生がおっしゃっている、いわゆる知的健康、また情緒的な健康維持という部分では、やはり水泳というものは非常に大切なものであろうというふうに思っておりますので、そういった部分はしっかり認識をした中で検討していきたいというふうに考えています。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひ前向きに検討していただきまして、関谷小学校も避難所にもなっております。災害時、何が必要になってくるかということ、水はとても大切なものになってきます。そういった部分におきましてプールに水がないというのは、防災ということを考えましても、とても重要な立ち位置にもなってくると思います。

そういった意味でもやはり必要だと思いますし、地域におきまして、地域の方に開放して、金沢小とB & Gにしか結局プールがないものですから、関谷小学校の近くの方も、やはりプールで健康づくりをしたいわとおっしゃる方も気軽に関谷小学校のプールで、ちょっとスイミングしてみようかと利用できるような地域密着型のプールとして地域に開放して、健康増進につなげるという考えも

あるのではないかとと思いますが、そういったことでの地域に開放したプールの利用をしている学校があるのかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 小中学校のプールを地域に開放して地域密着型の健康増進であるとか、そういった活動、利用を図っているというプールについては、現在市内ではないということで把握しております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） そこで、提案ですが、そういった形での利用の仕方もあるということも踏まえた上で、また前向きに検討していただければと思います。

関谷小学校で学ぶ子どもたちが高校に進学して、やがて地元を離れて、どこか遠いところに行く方もいらっしゃいますでしょうし、近くの方もいるかもしれませんが、どこかほかの地域に出たときに友達や何げない会話の中で、出身校の例えばスイミング、プール、そういった話が出たときに、うちの学校にプールがなかったよと、堂々と言えるのでしょうか。話のネタにはなるかもしれないんですけども、田舎の学校だからしょうがないやと感じる部分もあるかと思えます。小さな学校だからこそ、地元に誇りを持ってもらいたいですし、また学校の施設としても標準装備にしてあげないと、逆に那須塩原市の教育水準が疑われるのではないのでしょうか。

繰り返しにはなりますが、教育向上を目指しているのに反対方向に進んでいるとしか思えません。前向きに検討していただくことを強く要望し、次の 体育館のトイレ設置の再質問に移ります。

体育館の設置につきましてもあわせて検討してまいりますというご返答をいただいておりますが、

まず体育館にトイレのない学校は、市内に何校あるのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 市内22小学校の中で、いわゆる体育館の中、または併設されていないトイレのない体育館、学校については現在4校ということで把握しております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 併設か、または体育館の中にトイレがない学校が4校ということで、そういった4校の学校は、体育館を利用するときに夜間ですとか、また休日ですとか、学校の校舎が閉まっているときとかに何か部活動の練習だったりとか、地域の方が使うこともあるかとは思いますが、そういったときにトイレの使用はどのようにされているのか、もしわかっていたら教えてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 4校の中では、いわゆる屋外に設置されたトイレ等がございますし、一部の学校では、本校舎に併設されたトイレが、いわゆる屋外から利用できるような構造にもなっているというようなことで、土日であるとか、夜間利用された際には、そういったところを利用しているのが現状でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 関谷小学校に関しましては、体育館には併設もされておりませんし、また体育館の中にもトイレはありません。休日の部活のときにやはりトイレに行くのがすごく大変だったことを覚えております。

そういったことに関しましてもそうですし、先ほど話をさせていただきましたが、災害時の避

難所として体育館を利用することもあります、体育館を利用したときに避難をされた方々が使用するトイレがないというの、それもまた避難所としてどうなのかということになってしまおうと思いますけれども、どのようにお考えかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 市内の各小学校、基本的には市の指定避難所ということで位置づけがなされておりますが、一般的には体育館に併設されていけば、もちろんそちらのトイレを利用させていただくということになります、ない4つの学校については、先ほど言いました屋外のトイレ、または校舎等を開放することで、校舎内のトイレも利用できるということになるかと思えます。ただ、やはり体育館、避難所ということで、一定期間、災害以降生活を送る場になりますので、その期間についてやはり必要な施設の一つにはトイレがあるというふうに思っておりますので、特に先ほど市長からもご答弁差し上げましたが、関谷小学校のトイレの整備については、あわせて検討していきたいというふうには考えております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） もう何度も何度もしつこいようなんですけれども、そのプールとあわせてその体育館のトイレということに対しましてぜひとも前向きな検討をよろしくお伺いいたします。

この項を終わらせていただきます。

続きまして、2番、本市のスクールバスの運行について。

現在、合併した小学校はスクールバスを運行し、通学の利便性を図っていますが、スクールバスを利用できるのは統合された小学校の児童と中学校の一部の生徒です。統合した学校の児童は、これ

までどおりの通学スタイルで登下校していますが、学校の統廃合が進む地域は、山間部の人口減少の地域であり、通学路にクマや猿、イノシシが出没するため、車で送迎をしている家庭もあります。

統廃合により、小学校区が広域となることから、以下のことについてお伺いいたします。

統廃合によりスクールバスが運行している学校において、運行区域の見直しの考えはあるかお伺いいたします。

小中学校合同でのスクールバス利用についてお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） それでは、2番の本市のスクールバスの運行についてお答えをいたします。

初めに、の統廃合によるスクールバスが運行している学校において、運行区域の見直しの考えはあるかというご質問にお答えいたします。

スクールバスの運行につきましては、対象区域というものを市の小中学校スクールバスに関する規定というものにおいて定めているところです。その利用対象者につきましては、運行対象となる区域内に居住をし、かつ通学距離が小学校にあっては4km以上、中学校にあっては6km以上ある児童生徒となります。ただし、統廃合に係る児童につきましては、4km未満であっても、その対象としているというのが現状でございます。

このスクールバスの運行対象となる区域以外で通学距離が小学校で4km以上、中学校で6km以上の遠距離通学の児童生徒につきましては、その保護者に対しまして通学に係る負担の軽減を図るとことで、通学費に対しまして補助金の交付をして対応しているところでございます。

本市としましては、スクールバスでの対応が困

難な遠距離通学の児童生徒に対しましては、当面はこの補助金を活用していただくことで対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

児童生徒のよりよい通学環境を確保するため、運行対象区域等の見直しについて、今後研究していきたいというふうに考えております。

次に、の小中学校合同のスクールバス利用についてお答えをいたします。

現状におきましては、小学校と中学校では部活動であったり、学校の行事など、日々の活動の時間や内容が大きく異なっている状況でございます。スクールバスを小中学校合同で利用するためには、多くの調整する課題等が出てまいります。地域の実情とか必要性等を見きわめながら、合同利用について研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） それでは、再質問に移りたいと思います。

先ほどご答弁いただきましたが、通学費に対して補助金を交付していますということでお答えをいただきましたけれども、その補助金の内容をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 通学費の補助金の内容でございますが、規定されました距離以遠から通学している児童生徒の保護者に対して、1km当たり年間3,000円の補助を出させていただいております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 年間3,000円というのは、それはガソリン代ということによろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） ガソリン代も含めて、やはりそういった負担がかかっているということもありますので、総合的にキ口3,000円ということに対応しております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） わかりました。

送迎ということに関して、やはり広域的な部分になっていきますので、送迎ということ考えたときに、例えばひとり親だったりとか、そのお母さんなりお父さんなりが昼間働くということを考えると、送迎を祖父母に、おじいちゃん、おばあちゃんに頼んでいるという場合、そのおじいちゃんにしても、おばあちゃんにしても、ちょっと腰が痛くて迎えに行けないといった場合もあります。そういったことに関しては、やはりスクールバスを利用させてほしいというお声なんかもいただいたりはしているんですけども、そういう事例に関しては、補助金是对応できないと思いますが、そういったところでのフォローというのはありますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 現在のスクールバスの規定の中では、そういった送迎の方が身体的にちょっときょうは行けないとか、そういった場合も含めてということにはなっておりませんので、いろいろなケースがあるかと思いますが、一定の基準をもとに、基本的には距離というものを基準に置かせていただいて対応しておりますので、突発的な事故とか、そういった場合にも含めて対応するというのは、現時点ではできない状況です。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） わかりました。

まず、今現段階でスクールバスを利用している学校なんですけど、現在は統合された小学校と一部の中学校のみの利用ということになっていると思いますけれども、例えば小学校と中学生の兄弟がいる家庭の中では、小学生の下の子はスクールバスいいよと、上の子は体力をつくるために、じゃ自転車で登校してねというご家庭もあると思います。冬の例えば雪の多い時期、関谷とか塩原もそうですね、高林、板室あたりも冬は雪が多いのではないかと考えられるんですけども、あとは中学生の上の子がけがをしてしまった。部活で例えば足を捻挫してしまったり、骨折してしまったりしたときですとか、そういったときにスクールバスに乗せてもらいたいんですけどもという事例もあると思います。

そうしたときにきっぱりと中学生はだめですと断られてしまったということもあるかと思うんですけど、小学生と中学生で、やはり差別化を図るということももちろん考えていかなきゃいけない部分ではあると思いますが、そういったことに対して保護者の方から意見とか要望というのが今までにあったかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 保護者からの意見ということでございますが、少なからずあったと思います。ただ、具体的な内容については、現時点でちょっと把握はしておりませんが、そういうようなケースがあった場合には、学校なり何らかの相談は来ているというふうには思っております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひそういった声がかすく重要になってくると思いますので、学校だけにとどまるとか、例えばスクールバスを運行しているところだけにとどまるというものではなく、きちんと情報の把握というか、そういったものも入るような形で対応していただけると、スクールバスの運行の仕方も多少また変わってくるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

纂根中学校に関してなんですけれども、纂根中学校は以前ゆ〜バスをスクールバスではないんですけども、登下校に利用していました。

今回、金沢小学校、関谷小学校が統合するため、先ほど言った例えば小学校で運行するスクールバスを認められないかどうか、そのあたりもお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今回、統合予定の関谷小学校、金沢小学校、特に金沢小学校の地区についてですが、今回統合というものが決定して、現在スクールバスに関する規定というもので、その対象となる学校、また対象となる地区というものを指定しておりますので、その見直しの中で今回統合する地区についても検討し、一般的にはほかの統合した学校については、廃校となり統合された、もともと通っていた学校の子どもたちは、基本的にスクールバスが利用できるというような形で今整理しておりますので、特に金沢小学校地区につ

いては、詳細に今後検討していきたいというふう  
に思っています。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひご検討いただきまし  
て、蕨根中学校のほうもゆ～バスが廃線で非常に  
困っておりまして、予約ワゴンバスも使ってはい  
るんですが、なかなかやはり学校の時間と合わない  
部分もあるものですから、学校とそのあたり時  
間の調整とかさまざまあると思います。小学校  
と中学校では、やはり学校の始まる時間、帰る時  
間、かなりばらばらにはなってくると思いますが  
それでも、そういった交通事情も踏まえまして、ぜ  
ひご検討をいただければと思います。

以上でスクールバスについての質問を終わりに  
させていただきます。

続きまして、3番、多様な学び方の支援につい  
て。

本市において不登校対策はしっかりと取り組ん  
でおりますが、残念ながら全国的に不登校になる  
児童生徒数は減っていません。

全国の不登校者数は約12万人と言われていま  
す。平成25年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
の調査「学校外の機関で相談・指導等を受け、指  
導要領上出席扱いとした児童生徒」は、小中学校  
合わせて約1万7,000人でした。民間のフリース  
クール等を利用している児童生徒が約5,000人、  
残りの子どもたちは在宅の不登校と思われ、その  
受け皿として、多様な団体、主体が必要となっ  
ています。国においても多様な教育機会確保法（仮  
称）制定を目指す動きも出ています。

本市にはフリースクールはありませんが、学ば  
る窓口を広げ、不登校になってしまったときに学ば  
る機会を選択できるよう整備する必要があると考え、  
以下のことをお伺いいたします。

フリースクールへ通う児童生徒の出席日数の

認可についてお伺いをいたします。

さまざまな学びによる学習支援についてお伺  
いたします。

適応指導教室へ通室する際の支援についてお  
伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員の質問  
に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） それでは、私から3の多  
様な学び方の支援についてのご質問に順次お答え  
させていただきます。

初めに、 のフリースクールへ通う児童生徒の  
出席日数の認可についてお答えをいたします。

文部科学省では、不登校児童生徒が適応指導教  
室や民間施設など学校外の機関で指導を受ける場  
合について、一定要件を満たすときには、校長は  
指導要領上、出席扱いにできることとすると、こ  
んなふうにしてございます。

一般的に、フリースクールと称していても形態  
はさまざまでございますので、一律に出席扱いと  
して認めることは、教育的に問題があると、こう  
考えております。

なお、現在本市ではフリースクールを利用して  
いる児童生徒がいるという報告は受けておりませ  
んが、今後さまざまなケースが想定されますので、  
その際には個別に対応していきたいと、こう考  
えております。

続きまして、 のさまざまな学びによる学習支  
援についてお答えをさせていただきます。

本市の不登校児童生徒への学習支援につきまし  
ては、ふれあい及びあすなろの適応指導教室があ  
りまして、適応指導教室担当教諭である教育専門  
員や教育相談員が対応しております。

学習活動を初め農園活動、スポーツ活動、体験  
活動等さまざまな活動を取り入れまして、一人一

人に応じた支援に現在取り組んでいるところでございます。

学校外の教育施設の位置づけとしまして、小中学校がフリースクール等と連携して、児童生徒の支援を行うことにつきましては、今後の研究課題であると、こう考えております。

最後に、の適応指導教室へ通室する際の支援についてお答えをいたします。

適応指導教室の利用を申請する場合、児童生徒の安全を確保するために、利用に当たっての送迎は保護者の責任において行うこととしております。中には、保護者責任のもとに自転車で通室している中学生もおります。通室の際の支援としましては、適応指導教室の担当者が児童生徒の在籍する学校から適応指導教室までの送迎を行っていることが挙げられるかと思えます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 不登校のまず人数をお聞きしたいと考えているんですが、昨年9月の定例会のときに高久議員が質問されていましたが不登校の出現率と比較をして、1年間の対策の中で課題や改善された点などがありましたらお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） まず、昨年度の不登校の数でございますけれども、小学校につきましては合計で179、それから中学校で1,237というのが月別の不登校者数の合計という数になります。

なお、いわゆる出現率についてですが、昨年のこの9月議会におきまして、さまざまな手だてを講じた結果として出現率が全国、県平均を下回ったということで、いい報告をさせていただきましたけれども、平成26年度につきましては、残念な

がら全国の平均の出現率を小学校におきましては再び上回るようになってしまったという、大変残念だというふうに思っております。

中学校についても同様ですが、なお、平成26年度につきましては、全国的にも出現率が前年度よりも上昇しているというような傾向にあるということもあわせてお話し申し上げたいと、こう思っております。決して手をこまねいていたわけではありませんが、こういうような結果になったということは、大変残念だと、こう思っています。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 出現率とか、不登校の人数を聞いたんですが、本当に一生懸命、学校としましても対策を打っていただいていると思います。先生方もとても頑張って、子どもたちにかかわってくださっているんですけども、やはり全国的に見たときには、中学生の出現率、全国的にも上昇しているということで、本当に残念なことだと思います。

そこからまたフリースクールの出席日数の認可というところに戻りたいと思うんですけども、校長先生の判断によりまして、学校、例えばフリースクールなり、適応指導教室のほうは、もう出席日数扱いにはなっておりますが、フリースクールですとか、ほかの学び方をしている方に関しては、その判断は校長先生に任されているんですけども、そこが先生によって差が出てきてしまうのではないのかなということをちょっと危惧しておりまして、今後フリースクールなど、今はありませんが、そういったことで認可申請が例えばあった場合には、各学校で例えば情報を共有して、市として統一した見解で対応すべきではないのかなと、そこでまた差が生まれてしまっただけで、ちょっと困るのではないかなと思うんですけども、お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 議員おっしゃるとおりでございます。国としましてもフリースクールを利用した場合の出席扱いにつきましてもガイドラインが示されておりますので、それにのっとった形で検討されることが当然でございますけれども、当然のことながらそういうケースが出た場合につきましては、私ども教育委員会と当該の学校の校長としっかりと協議はさせていただいた上で、事は進んでいくものであると、こう認識しております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひよろしくお願ひします。

個別に対応ということにはなってしまうかと思うんですけれども、東京シューレという不登校中心のいろいろな活動をされているフリースクールもあるんですけれども、その東京シューレでホームスクールというのもやっております。1日2時間程度で家庭での学習、ファクスやメールでやりとりをして、面談もあったりして、出席として認定する制度が文科省で行っているのがあるんですけれども、こういったことは多分不登校になっている親御さんなんかは、知らない方が多いのではないかと思います。そういったことでの申請というのは、文科省でももちろん認めている制度なので、那須塩原市でも認めてはくださるんだと思うんですが、一応お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） あくまでも一つ一つケースが違いますので、そのケースに応じて今後しっかりと当該の在籍する学校と私どもとで検討させていただいて、答えを出していきたいと、こう思

っております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 検討していただけるというところでよろしくお願ひします。

那須塩原市の近くのフリースクールといいますと、近くても高根沢町にはなってしまうんですが、高根沢町は公設民営でひよこの家というものを運営しております。ひよこの家への通所に対して高根沢町では、認可をされておりますが、過去大田原在住の生徒さん、子どもが西那須野駅から電車で通所をしていたこともあったということをお伺いしております。大田原から通えるのであれば、西那須野駅からも通えるのかなと思うんですが、そうした子どもさんの例えば通学ということに関してはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 議員おっしゃいます施設につきましては、現在のところ通っているという事実はございませんが、高根沢町が運営をしているわけでありますので、もし希望が出た場合にそこに通えるかどうかというのは、相手先の受け入れができるかどうかということもあろうと思ひますので、十分に今後そういうケースが出た場合には協議をする必要があるだろうと思っております。

ちなみに、本市の適応指導教室あるいは宿泊体験館メープルにつきましては、あくまでも本市の児童生徒のみ受け入れるというようなことでやっております。その該当する施設については把握しておりませんけれども、そんな状況でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 了解をいたしました。

学校へ通学できなくても、例えば適応指導教室も利用も嫌だという子ももちろん在宅不登校になっている児童生徒も先ほどあった中学生でも

1,237人、小学生で179人いるということで、在宅の不登校になっている方もいると思うんですけども、例えば学校や適応指導教室などへ通学できなくても、ほかに通えるところがあれば、でもそこがまた出席と認可されるよということになれば、また本人の励みにもなりますし、中学生におきましては高校受験への壁の軽減になると思いますので、ぜひ一つ一つはケース・バイ・ケースだと思いますけれども、そういったことでの丁寧な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3、多様な学びによる学習支援についてお伺ひします。

那須塩原市子どもの権利条約には、安心して生きる権利、豊かに育ち学ぶ権利があります。こちらの権利条約ですね。安心して生きる権利、豊かに育ち学ぶ権利として掲げられておりますが、それを前提にして再質問させていただきたいと思ひます。

本市で取り組んでいるICTを活用した学びの中で、例えば不登校になってしまった子どもが学校で使用しているタブレットを利用した学習で、家での学習が対応できれば、あと登校とみなすこともできるのではないかと思います。さまざまな学びの一環として、そのICTを利用した学びはいかがでしょうかお伺ひをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 今後導入されるものを使って学習が成立するのではないかというようなことであろうかと思ひますが、個の学びとしてはそういったもので成立するということもあり得るかもしれませんが、全てがこの学びだけで学校に通っていると同等の教育が保障されるかということについては、十分検討していきなかならない部分もあるのではないのかなというふう

に考

えます。  
ただ、どうその一人一人の子どもの学習を保障するかということについては、我々真剣に考えて環境を整えていく努力はしなかなならないというふうに思ひておりますが、一つのことだけでそれで学校に通ったものと同等というふうにみなすということについては、十分慎重に考えていかなければならないのではないのかなと、こんなふうに思ひます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 今後フリースクールに対しての多様な教育機会確保制定にありましても個別支援計画というのを策定して、障がいを持っている学習障がいですとか、発達障がいを持っているお子さんに関しては、個別支援計画というのを作成しまして対応されているかと思ひますが、不登校の子どもに対しましても個別支援計画というのが必要ではないかと思ひますが、いかがお考えでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） もちろん、適応指導教室に通うお子さんあるいはメールを利用するお子さんについては、当然のことながら個別のアセスメントシートというものをしっかりと事前に作成いたしまして、その子の状況がどうということかということ把握した上で、担当者が接するということが大変重要になってまいります。そういった部分については、これまでもしっかりとやっております。

今後さらにそれらを有効に活用しまして、もとの学校に教室に元気よく通えるというふう

に努力することは、これからもしっかりと続けていきたいと、こう思ひております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番(星 宏子議員) そのシートを使っているのは、適応指導教室を利用している子どもたちだけに対してでしょうか。それとも在宅不登校になっている児童生徒に対しては、作成はされているのでしょうか、お伺いをいたします。

議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

教育長。

教育長(大宮司敏夫) まだそこまでのものにはなっていないかと思えます。ただ、そのお子さんがどういう状況にあるかということについては、例えば教育相談員が家庭を訪問する際には、どういふこれまでの経緯があるのかということは、当然のことながら手元に持った上で訪問する。なかなか会う機会がない場合もありますけれども、そういった記録の積み重ねはしっかりとあるというふうに理解しております。

議長(中村芳隆議員) 2番、星宏子議員。

2番(星 宏子議員) 了解をいたしました。

続きまして、栃木市におきましても夜間中学というのが始まりましたけれども、これも本当に最近ですので、通学を希望する方がいたら、そこも検討課題に入れてもらえるのかどうかをお伺いいたします。

議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

教育長。

教育長(大宮司敏夫) 県内に幾つかのフリースクールがあるということは、我々も把握しておりますけれども、その運営の詳細についてまで把握している状況にはございませんので、今後そういう希望が出てくることも想定しながら、情報収集に当たっていききたいと、こう思っております。

議長(中村芳隆議員) 2番、星宏子議員。

2番(星 宏子議員) ぜひ情報収集をしながらお願いをしたいと思います。

さまざまな今在宅学習ですとか、IT学習、ホ

ームエデュケーション、通教なんかもありますが、そういったさまざまな学び方というものも今とても検討されている時代でもあります。そこにはまた情報提供が必要になってきますけれども、不登校になってしまったお子さんを持つ親としまして、やはり子どもが不登校になってしまったということに対して物すごく不安になります。それはやはり学校に行けないこと、勉強がおくれてしまうのではないかと、さまざまなものでもありますけれども、そういったいろいろな学び方もあるよ、こういうこともあるよ、こういうこともあるよということさをさすがに学校側からそれを説明するのはちょっと難しいことではないのかなと思うんですけれども、そういった方への情報提供というものを今後考えていく必要があると思っております、いかがでしょうか。

議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

教育長。

教育長(大宮司敏夫) 確かに不登校のお子さんを持つ保護者の立場になったときには、本当にちょっとした情報でも欲しいというお気持ちは十分私もこれまでの経験の中でわかっております。また、お子さんは待ってられないわけですので、どんどん時間がたつに従って上の学年にあるいは上の学校にという、そういうものも考えたときの保護者のお気持ちは十分理解できます。ですので、そういったもの、不安を少しでも払拭するためにはさまざまな施設あるいはこういったものがございませうという、そういった情報提供はとても大切なことではないのかなと、こう思っております。

そして何よりも、保護者の方が焦らずに落ちついて、気持ちを広く持ってお子さんに接していただくということが一番不登校解消に向けての一つの大切なことではないのかなというふうに思っております。そういったものを我々としてもできる

限りの支援をさせていただきたいというふうに今思っているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひわかりやすく、また丁寧に対応とか、またどういった方法でお知らせするのが一番いいのか、そういったことも今後検討課題にはなるとは思いますが、ぜひ研究した上で、対応をお願いしたいと思います。

続きまして、 適応指導教室の通室支援ということでお伺いをいたします。

適応指導教室の通室申請書といいますが、申込書といいますが、その中で先ほど答弁をいただいたとおり、保護者の責任のもと通室するということでありまして、歩行者とか自転車、保護者の送迎と記載をされております。保護者の送迎とかというふうに限定された言い方になりますと、まず両親共働きの場合は、まずネックになるのが保護者の送迎になります。パート勤務であれば時間のほうをかえていただくこともできるとは思いますが、正社員の場合は難しく、私もちょっとお話を聞いた中では、そこがネックになってしまって、やはり適応指導教室は利用できないわと相談もなく諦めてしまう方もいます。

そういったことのないように、できれば職員の先生方たちの送迎もありますが、それも状況によっては難しいといった場合、特にうちのほう箒根地区からあすなろのほうに行くとなった場合は、距離感もありますので、そこを委託として、例えばファミリーサポートと連携をして送迎を依頼したりとか、またはシルバー人材センターをお願いして送迎のサポートを強化するということはできないかどうか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 在籍校の近くにそういっ

た施設が整備できれば、これ一番いいわけでありますがけれども、なかなかそういうわけにもまいらない状況にもございます。ただ、そういうニーズがあるということは、ある意味少しでも学校に通えるお子さんをふやすということには必ずつながっていくというふうに考えております。

今後どういうふうなケースがあるかをさらによく把握した上で、どういう方法がとれるかということ、前向きに考えていかなきゃならないと、こう考えております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひよろしくお願ひいたします。

この選択肢の中で、保護者の送迎というよりは、例えば要相談、ご相談に応じますとか、そういった形で記載させていただきだけでもかなり壁は取り払われるものだと思いますので、そういったことからの検討もよろしくお願ひしたいと思っております。

以上をもちましてこの項についての質問を終わります。

最後に、2009年の夏、全国子ども交流合宿ばおばおという不登校の子どもたちが200人ぐらい集まったイベントのエンディングで、不登校の子どもの権利宣言が採択されました。この草案を書いたのは、東京シューレの10人から15人の子どもたちです。きっかけとしましては、ユニセフに見学に行ったときに、君たちは恵まれていて幸せなんだよと職員に言われたことがきっかけとなりました。本当に子どもの権利条約は自分たちを守っているのかな。そんな中、学習していくところで、権利があっても全く守られていないと感じて、子どもたちは、この宣言をつくりました。

この宣言の中で、全部で13項目あるんですけども、ちょっと抜粋しますと、1つ、教育への権

利、私たちは教育を受ける権利があるんだということ。

2、学ぶ権利、学びたいことを自身に合った方法で学ぶ権利があるんだ。

また、3、学び育ちのあり方を選ぶ権利、私たちには学校、フリースクール、フリースペース、ホームエデュケーションなどどのように学び育つかを選ぶ権利がある。

また、4、安心して休む権利を主張しております。宣言をしております。安心して休む権利といいますが、先ほど相馬議員の中、質問にもありましたけれども、部活がとて過熱をしているところもあったと。そうした中で勉強も大変、部活も体力的にも大変で疲れてしまって、疲労こんぱいでエネルギーがなくなり不登校になってしまったというお話も聞きました。そうした中でやはり安心して休む権利という部分でもしっかり見てあげなきゃいけないのかなと感じます。

また、公的な費用による保障を受けるという権利を宣言されております。

今後我が市におきましても、公設民営のフリースクールの設置を提案したいと思えますし、また不登校対策を進める上で、この不登校の子どもの権利宣言を参考にすると、さらに子どもの心に沿った内容での不登校対策に対する対応もできるかと思えますので、今後ともぜひ初めて聞かれる方もいらっしゃると思うんですけれども、こういったものもあることをお伝えし、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で、2番、星宏子議員の市政一般質問は終了いたしました。

高久好一議員

議長（中村芳隆議員） 次に、11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 皆さん、こんにちは。

11番、日本共産党の高久好一です。一般質問を始めます。

1、いじめ、不登校です。

さきの星議員に続いて同じような質問が出てきます。できるだけ重ならないようにして進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、学校基本調査が8月に発表され、本県のいじめ、不登校が依然として深刻な状況にあり、本市の取り組みとを考えを求めます。

です。本市の現状、課題とその対応についてどのように行われていますか。

です。いじめや体罰をゼロと報告しているクラスや学校について、どのように把握し、対応していますか。

です。担任が抱え込まず、学校全体の問題として対応できるようどのような取り組みが行われていますか。

です。フリースクールが県内にもありますが、市内からの利用者については、どのような支援が行われていますか。

です。一時期、小中一貫校への取り組みが効果を上げていると報道されてきましたが、市は現在どのように分析していますか。

以上、5点について答弁を求めます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） それでは、1のいじめ、不登校についてのご質問に順次お答えをさせていただきます。

初めに、 の本市の現状、課題とその対応につ

いてのお答えでございます。

まず、不登校についてですけれども、平成26年度学校基本調査の結果は、平成25年度と比べて小学校の出現率が0.11ポイントの増の0.41%、中学校の出現率が0.47ポイント増の4.61%となりました。

昨年9月議会では、フリップを用意いたしましてhyper-QU導入後、出現率が順調に減少したというふうに報告をさせていただきましたけれども、今回は小中学校ともに、数値的には若干戻ってしまったというような結果でございます。

各学校では、不登校の児童生徒に対し、一人一人に応じた方法で粘り強く対応しております。また、安心感のある学級づくりを目指し、学級経営の充実に努めているところでありますが、不登校の解消のためにはまだまだ努力をしなければならない状況にあると、こう認識をいたしております。

市教育委員会といたしましては、今後とも関係機関と学校との連携を進めながら、不登校児童生徒の減少を目指していきたいと、こう考えております。

次に、いじめについてでございますが、昨日、齊藤誠之議員の一般質問でお答えをいたしましたとおりでございますので、数値の部分につきましては省略をさせていただきます。

いじめ対策といたしましては、平成27年3月に策定いたしました那須塩原市いじめ防止基本方針に基づき、総合的に推進をしているというところでございます。

続きまして、のいじめや体罰をゼロと報告している学校、クラスの把握についてお答えをいたします。

平成26年度の調査では、市内小中学校の約半数からいじめゼロの報告がございました。

市教育委員会では、これまでも聞き取り調査を

行ってまいりましたけれども、それに加えまして、本年度からは学校に対しまして毎月いじめ報告を求めることといたしました。

これらをもとに各学校からの報告内容を分析するとともに、別に実施をしております毎月の不登校調査、これとも照らし合わせまして判断が適切であったかを確認する二重のチェック体制をとることで、いじめの把握に努めているところでございます。

なお、体罰につきましては、平成25、26年度につきましては学校からの報告は受けておりません。

続きまして、の学校全体の問題として対応できるような取り組みについてお答えをいたします。

各学校では、いじめや不登校が疑われると認知した時点で、いじめ、不登校対策委員会を開き、組織的な対応をしているところでございます。

校長と教員が連携をし、迅速に調査、指導を行ったり、必要に応じて外部の関係機関と連携を図ったりして、学校全体でその問題の解決に当たっているということでございます。

次に、のフリースクール利用者への支援についてお答えを申し上げます。

市教育委員会では、現在県内に4つのフリースクールがあると把握しておりますけれども、市内でそうした施設を利用している児童生徒がいるとの報告は受けておりませんので、現在のところフリースクール利用者への支援はいたしておりません。

今後フリースクール利用の相談があった場合には、学校との連携も含め慎重に対応してまいりたいと、こう考えております。

最後に、の小中一貫校への取り組みの効果と分析についてお答えをさせていただきます。

小学校から中学校に進学するに当たり、いわゆ

る中1ギャップにより不登校などのさまざまな問題が発生するとされており。本市も例外ではなく、中学校入学後に不登校生徒数が大幅に増加するという問題があり、これを含めて小中一貫教育の導入を決めたという経緯がございます。

小学校から中学校への環境の変化をなるべく小さくし、小学校と中学校の教員が9年間を見通しながら、児童生徒に丁寧に対応することで、いじめや不登校などのさまざまな問題の解消を目指してまいりたいと、こう考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁をいただきましたので、順次再質問をしていきたいと思っております。

教育長からいただいた不登校の出現率、そのとおりでございます。一応私のほうもつくってききましたので、重なるところ重ならないところありますが、しっかりやっていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それでは、 の不登校の問題です。

平成25年度の数値については、昨年9月議会で力強くボードで報告がされました。初めて県、全国とも下回ったということが相当励みになったのかなと、このまま続けてほしいと、こう思っていました。ところが、今年度は小学校では全国平均を0.2ポイント上回っています。26年度の小学校の出現率、先ほど言われたように0.41に対して、中学校では4.61と11.24倍に膨れ上がります。中学校では、栃木県が全国を1.49倍上回り、那須塩原市は全国を1.67倍上回ります。栃木県や那須塩原市が深刻な状態と表現した根拠は、ここにあります。

先ほどの質問の中では触れなかった不登校だった生徒が学校に復帰したケース、また取り組み中のケースはどのくらいあるのでしょうか。市の指

導教室や宿泊体験館メープルを利用することによって学校復帰ができたケースや、スクールカウンセラーや心の教室相談員のアドバイスで改善されつつあるものなど、さまざまなパターンがあると言われております。それらの数値について聞かせていただきたいと思っております。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） お尋ねのケースの具体的な数値でございますが、申しわけございません。今手元に資料がございませんので、具体的な数字は申し上げられませんが、不登校の出現率については残念ながら戻ってしまいましたけれども、適応指導教室あるいはメープル等を利用している児童生徒の復帰につきましては、必ずしも悪い結果ではないと、いい傾向になっているというふうに私たちは把握しております。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁がありました。数値を恐らくつかんでいるんだと思いますが、持ってきていないということなので、後で聞かせていただきたいと思っております。

いい方向に進んでいるというお話でございましたので、 に入ります。いじめ、体罰の問題です。これをゼロと報告している学校やクラスはどのように把握しているかという問題です。

平成26年度のいじめの調査で、いじめはゼロと報告しているのではなくて、いじめの報告が小学校では30件、中学校では20件、計50件の報告がある中で、那須塩原市内の小中学校合わせて33校中約半数の学校がゼロと報告しているそうです。

あわせて、先ほどの答弁の中で、体罰については25年、26年ともゼロと、そういう報告がありました。

そうした中で、さらに伺ってきたいと思いま

す。

ことし6月の岩手県矢巾中学2年のいじめ自殺は、本人が生活ノートにいじめを告げ、死ぬ場所まで決まっていると書いていたのに、なぜ防げなかったのか、悔いが残ります。深刻ないじめを問題として受けとめることができない担任、それを気づけない教師たち、報告できない学校、それをよしとしている校長会や教育委員会のあり方を根本から問う事件となりました。

先に進みます。

那須塩原市のいじめ報告が全部で50件あり、ゼロ報告の学校が約半数、ゼロと報告しているということです。

そこで、伺っていきます。個別の学校の報告書を見ていない単純な判断は危険で、失礼ですが、ゼロを報告する学校やクラスは、教職員がいじめや体罰を理解できていないおそれのある、そういうところですよ。大津市や岩手県矢巾中学と変わらない状況が那須塩原にもあると、私は勝手に受けとめました。教育長の考えを聞かせてください。議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） いじめの問題につきましては、いつもどこでも起こり得ることという、そういう危機感は絶えず私も持っております。当然のことながら、各学校におきましても、各担任におきましても、そういう危機感は共通に持っているというふうに私は思っております。

問題行動調査につきましては、今回岩手県の問題を受けて、国におきましても再調査と、これは異例の対応をとったわけではありますが、本市におきましてもその再調査を実施いたしました。その結果につきましても、最初の調査と状況は変わらないということでもあります。

ただ、じゃ、いじめの報告がゼロだから、認識

が甘いんじゃないかという、そういうような考え方もそれは必要なことであろうと思っております。

もう一方では、非常によく丁寧に見ているからこそ、そういう結果になることにもなることも考えられるんじゃないのかなというふうに思います。必ずしもどちらがいいということではないわけでありまして、絶えず私たちとしてはないということはないという認識で、しっかりと見取っていく、ただその結果としてないのであれば、それは子どもたちにとってはいい環境ができていくというふうにも考えなきゃならないということになるかなと思います。どちらか1つに決めて考えるということだけは避けなければならない。ただ、絶えず危機感はしっかり持つという認識は変わりません。議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 教育長が少し先まで説明しましたんで、私の質問が1つ減ってしまいました。

さらに伺っていきます。

今教育長が申されました8月25日までに都道府県教育委員会などへ文部科学省から、いじめの再調査というのを今教育長が言いましたとおり、大変異例な通知ということで新聞にも報道されました。やはり深刻ないじめ状況を反映したものだと思います。

新聞報道では、今回の報告を求めた集計結果には、10月末に公表すると、こう報道されていますが、今教育長の言葉からあったように、那須塩原のいじめに関しては、ほとんど変わらないという受けとめでよろしいのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） これは国の調査なので、果たしてこの段階で具体的な結果を言っていないのかどうか、ちょっと今考えてしまいましたが、

この件につきましては、その調査時点では確かにゼロかもしれない。ですけれども、それ以降、時間は流れていますので、新たな問題が発生しているということも当然考えておかなきゃならない。絶えず学校も私たちも敏感に、この問題については受けとめておりますので、絶えず何度も申し上げますけれども、危機感を持って子どもたちを丁寧に見取っていくと、これは私たちだけではなく、昨日お答え申しましたとおり、ぜひ保護者の方も、そして地域の方もみんな子どもたちをしっかりと見ていく、この体制はぜひ本市としてしっかりととっていききたいと、こう思っております。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 今教育長が言われたとおりだと思います。確かに以前の調査、ことしの調査、その後の8月25日以降の調査で少し変わる可能性があるのかなということもありますが、ほぼ変わらないということなんだと思います。ぜひ今教育長が言われたような子どもたちを地域で大事に丁寧に、そしてしっかりと社会に適應できるようにそうした丁寧な学びをつくっていただきたいと思います。

この異例の通知は、2013年度のいじめ調査で都道府県の1,000人当たりの認知数に都道府県間で約83倍の差があったことを踏まえて、実態を正確に反映しているとは考えにくいと、そういう指摘のもとに再調査が行われたと、こう報道されています。

私たちのところに必ず暮れのころになると弁護士を用意しろというお話が、ゼロという年はありません。2桁になることはないんですが、必ずそういうのがあります。学校と教育委員会と裁判を考える、だから共産党の弁護士を用意してほしいというのは、毎年あることです。ただ、考えに考えた末に入試のこともある。入試を非常に気にさ

れます。入試のことも考えて、結果的には弁護士を紹介する。弁護士と一、二回会った段階で消えていくということが那須塩原市でも繰り返されています。そのたびに私も立ち会っていますが、8日の齊藤議員の質問の中にもありました。暴力を伴ういじめは小学校で3件というお話でございました。残念ながら私たちらのところに来ているのはそういった数ではありません。相談者の数から相当あるものというふうに私たちは見えています。

3に入ります。担任が抱え込まずに、学校全体で問題に対応できるようにどのような取り組みが行われていますかという、そういう質問を行いました。

答弁は、いじめかなと、そう気づいた時点で対策を集団で行って連携した学校全体で受けとめているというお話でございました。必ず複数の教師で対応し、アンケート調査や教育相談は全学年対象に毎月調査を行い、中学校は生活ノートで生徒と問題を共有するようにして、いじめ防止のPTA講習会なども行っていると、そういう答弁も行われました。

そこで伺っていきます。

いじめかなと、少しでも感じる事があれば、直ちに全職員で情報を共有し、命を最優先にする速やかな対応が必要なことは、数々のいじめの事件から導き出された重要な原則だと思いますが、市の考えを聞かせてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 議員おっしゃるとおり、1人の子どもに対して複数の目で見守っていくというのは、とても大切なことであると思っています。場面が違いますと、また違った様子が見えてくるということもあります。その場に居合わせた大人がその異変に気づき、情報を共有するとい

うことがいじめの未然防止につながっていくものだというふうに思っておりますので、現在本市におきまして各学校におきまして、そういう体制、複数でかかわっていくあるいはちょっとしたものが出た場合には、情報を共有して、その後の対応について、しっかりと全校体制で臨んでいく、そういった体制は今後もしっかりとしていきたいと、こう思っております。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁がありました。この点がより具体的に深められなければならないと思います。

矢巾中学は、昨年からいじめはゼロと報告していました。校長は会見で、個々の教員が話しやすい環境を私のほうでつくれなかったと述べています。校長について報告書は、部活動も盛んで落ちついた学校という意識を持っていたが、それに伴う過信、心のすきのようなものがあつたとしています。教職員みんなが子ども一人一人のことを温かく語り合いながら丁寧に育てる、そんな原点を大事にする学校が必要だと思えます。

教育長は、8日のいじめ根絶に向けた答弁で、さまざまな効果を出せるよう自己肯定感を向上させ、多様性を認め合う教育を進めることが大切だと、こう言われました。共感の持てるところでございます。

に入ります。フリースクールについて質問いたしました。

先ほどの星議員の質問でほとんど出てしまいましたので、語る事が少なくなりました。県内にフリースクールは私5つあると認識していました。そういう中で今度の文科省のアンケートには4校が答えて1校は答えなかったという、そういう状況だと思います。

フリースクールに通う子どもたち、全国で学校

に行っていない子どもたちのうちの約56%、2,341人が本来在籍する学校で出席扱いとなっています。出席扱いにならなくても校長の判断で卒業する子どももいます。文科省は、学習面や経済面でもどのような支援が可能か検討したいとしています。

全国では、こうしたアンケートに無回答も多く、通っている子どもたちの数はもっと多いのではないかと考えられます。義務教育を遂行するため、フリースクール利用者への支援を求めるものです。

に入ります。一時期、小中一貫校への取り組みがいじめ、不登校の効果を上げていますと、こう地元の新聞も報道してきましたが、市は現在どのようにしているかという質問をしました。

そういう中で中1ギャップを解消するため導入しましたが、9年間を丁寧に対応することで、こうした中1ギャップ解消にしていきたいと、こうしています。

東京都や呉市、人間市などがいじめ、不登校について小中一貫校の取り組みが効果を上げたとしてきたが、小中一貫校の取り組み校が少なかったり、他の取り組みが効果を上げていいるのではと、学識者からの指摘が出され、その根拠が揺らいでいます。

那須塩原市の小中一貫校の取り組みが不登校の対策の柱とならなければならないとしながら、hyper-QUの実施の時期と一致するので、その効果が大きいとの昨年の説明でしたが、残念ながらそうした中でのことしの結果です。

そこで伺っていきます。

小中一貫校の実施が国の方針で進む中、今度は中1ギャップの低学年化が起こり、いじめ、不登校のピークが小学校に移動しているのではないかと、そういう報告も見られるようになってきました。市の考えを聞かせてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

休憩 午後 2時03分

教育長（大宮司敏夫） 小中一貫校の効果についてのお尋ねだろと思いますが、実は中学校の1年生の不登校生徒数の変化というものをちょっと調べてみますと、年度を追うごとにと、年々中学校1年生の不登校の状況は、実はよくなってきております。これはやはり中1ギャップの解消には何がしかの効果があるというふうには捉えていきたいと思っております。ただし、中学校1年生に入ってから後ですね。つまり中学校2年生になってからの不登校の数がふえるという傾向がございますので、全体的には中学校の数がふえていっているというようなことであろうと思っております。

再開 午後 2時14分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 発言の訂正及び答弁保留の答弁

議長（中村芳隆議員） ここで教育長より発言があります。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 先ほどの高久議員からのご質問でお答えできなかった部分がございますので、改めてお答えを申し上げたいと思っております。

あわせて、その前の星議員のご質問の中でお答えした数字も絡んでまいりますので、訂正をさせていただきますながらお話を申し上げたいと思っております。

まず、本市の昨年度の不登校の児童生徒数でございますが、最初にお答えを申し上げました数は余りにも大きい数でございました。これは毎月4日以上欠席をしている子どもの報告をいただいておりますので、その月別集計の延べ人数を申し上げてしまいました。大変失礼いたしました。

問題行動調査の報告にありました年間30日以上の不登校の数値は、小学校が27人、中学校が160人という数字が正しい数字でございます。訂正させていただきます。

なお、この中で、指導の結果、登校できるようになったという数が小学校は27人中4人、それから中学校160人中77名が復帰を果たしております。

なお、現在指導中の者が残りの数、小学校が23、中学校が83ですが、その中でも好ましい変化が見

丁寧に小学校から中学校まで、子どもの様子をつないでいくということは、不登校に限らずさまざまな問題行動を防ぐための大切なことにはなっているのではないのかなというふうには考えております。ですので、今後とも小中一貫校あるいは小中一貫教育については、さまざまな効果が期待できるわけでありまして、そういったものも十分に検証しながら、より教育効果の上がるシステムにしていきたいと、こう思っております。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁がありました。確かに中学校に入ると途端に多くなるというのが今まで続いてきましたので、そう簡単にこの現象は変わらないのではないかと、そういう気もします。しかし、学識者の中から、小学校に移りつつあるよという報告もされる中で、さらに丁寧に対応をお願いしたいと思います。

以上でこの項の質問を終わります。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間、休憩いたします。

られるようになったという者が23名の中の8名が、それから中学校では83名のうちの25名が、いわゆる一部復帰を果たすようになってきているということでございます。

あわせて、適応指導教室を利用している者が26人おりますが、そのうち13名が完全復帰を果たしております。それから9名が部分復帰、一部登校できるようになったということでございます。

それから、メープルを利用した者43名おりますが、そのうち29名が完全復帰、そして10名が部分復帰、一部登校ができるようになったと、このような結果が残っております。

訂正とあわせてお答え申し上げます。失礼いたしました。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 続きまして、2番に入っていきます。ミニポートピアについてです。

現在、本市上赤田地区に設置が検討されている（仮称）ミニポートピア那須塩原計画（場外舟券売り場）は、事業者による地元住民への現地見学や説明会、アンケート調査が進められています。

一方で、ギャンブル場の影響から、地域の生活や子どもを守れとして、設置に反対する掲示板も立てられています。

事業者計画書では、市の同意、議会の承認、警察協議等を経て、設置申請となりますとしています。

市は、住みよさや人口の減らないまちづくりを推進しています。本市都市計画では、ミニポートピアは不要と思いますが、市の見解を聞かせてほしいと思います。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質

問に対し、答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 2のミニポートピアについてお答えをいたします。

ボートレース場以外の場所で舟券の発売などを行うための施設である競艇場外券発売場につきましては、4月現在、全国に62カ所設置されております。

場外発売所のうち窓口数が15程度以下の発売所はミニポートピアと呼ばれておりますが、栃木県内では、これらの施設は建設されておられません。

現在ミニポートピアの建設について、事業者から市に対して具体的な動きがない状況でございますので、現時点で市の見解をお示しできる状況にはありませんが、これまでの本市のまちづくりにおいては、想定のない施設でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 事業者のほうからまだ市のほうに働きかけがないというお話でございました。市のまちづくりには想定していないということもあわせていただきました。

続いて質問をしていきたいと思っております。

矢板市では、かつて場外車券売り場の設置の動きがあり、市民生活を守るため設置に反対して、最初は小さな運動でしたが、市も先頭に立って裁判を行い、裁判は負けましたが、事業者が設置を断念し、市を挙げての運動と世論で設置を阻止することができました。

那須塩原市の人々から選ばれるまちづくりを実現するため、どう対応するのか想定はしていないという答弁は出ていますが、さらに答弁を求めたいと思っております。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 矢板市の設置反対の事例を受けて、本市の対応ということでございますが、先ほども答弁いたしましたとおり、市の見解をお示しできる状況でございませんので、ご了解いただきたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） さらに質問を続けたいと思います。

ミニポートピアの説明会が地元で行われ、上赤田地区82戸のうちの30世帯が参加し、説明会が行われたと。ミニポートピアの説明者は株リメック（予定）となっていますが、代表は那須塩原市の上厚崎在住の方です。説明会は2時間程度行われ、途中で帰った方もあったそうですが、敷地面積は300から350坪、1日当たりの来場者は280人を想定、営業時間は午前10時から午後9時まで、年間360日の営業です。自治会への資金年間供与として自治会へ20万円、祭り協賛金20万円、長寿会への支援10万円、小中学生への助成10万円など、年間160万円の提供は2年から10年間続けたいとしています。営業している間の期間は、提供したいというもののようです。

また、地元優先で45人の雇用をし、内訳は日当たりに3人、駐車場、売店、清掃、入り口の整備などの勤務があり、施設は隣接墓地の駐車場としても開放し、災害時には緊急避難の場所としても活用でき、非常食も備蓄しています。そして、ここが大事なところなんです、舟券売上額の約1%が環境整備費として那須塩原市に入りますとしています。

そこで伺います。

市は、市のあり方として、ギャンブルの施設からの財政は受け取るべきでないと、こう思いますが、市の考えを聞かせてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） ギャンブルからの収益を財源ということでございますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、これまで市のまちづくりでは想定のない施設でございますので、これまでにそういった考えで検討してきたことはございませんので、ご了解いただきたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁と言えるものはもらえませんでした、先に進みます。

自治会には、要望には対応するから、結果を出してほしいと、繰り返されたそうです。こうした施設のデメリットとして、青少年育成及び子育てへの悪影響、治安の悪化、交通渋滞の発生、違法駐車や交通事故の悪化、ごみの散乱、たばこのポイ捨てなどが言われているとわざわざ説明書に列記しています。

平成26年度に政策研究大学院大学M J U 13603、海老澤さんという方のレポートと一緒に添付されています。こうした影響に対する分析と推計というものだそうですが、列記されている都市はほとんどが大都市で大阪や名古屋、そして東京都区部と、こうなっています。そして設置していない都市として仙台市などが挙げられていますが、こうした集計は、ほとんどが私たちの今まで学んできた議会の中では、類似自治体のデータを用いるのが普通ですが、大都市のデータを用いて示しています。こうしたデータですと、影響が小さくあられ、そして那須塩原のようなところの自治体では、影響が凝縮し、大きくあられると、こう私は学んできたつもりです。

そこで伺います。

市はこれだけの規模の舟券売り場が設置されるとすると、地域への影響をどう捉えているか、聞かせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 何度も同じ答弁になってしまいますが、市に対して何の事業計画等も示されておられませんので、市からいえば現状ではどこにどのようなものができるか、何の情報もないということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 正式な申請がなければということだと思います。市のほうに何のデータもないということで、西那須野支所や企画部のほうにも説明会で配られた資料をお渡しいたしました。残念ながらそういう答弁です。

そうした中で、日本のギャンブル依存症の問題を語らないわけにはまいりません。

日本のギャンブル依存症は、世界有数のギャンブル依存症の人口があるというデータが厚生労働省の研究班の調査によって2014年7月に発表され、この調査の衝撃が波紋を広げています。世界でも最悪のギャンブル依存症の広がりが実証されたことで、国内で安倍内閣が進めるカジノ賭博場の解禁合法化の危険性が改めて鮮明になっています。

那須塩原のまちづくりには、こうした賭博場の想定はないという答弁もありました。ミニボートピアの設置に、市としてしっかりと反対するよう求めて、そして反対する陳情書も地元住民から出されています。こうした対応をしっかりと求めてこの項の質問を終わります。

続いて、3の介護保険に入ります。介護保険についてです。

介護保険サービス利用者が588万人を超え、過去最多となる中、保険料値上げに続く新たな利用料負担が8月から始まりました。

本市の現状と課題について対策と考えを伺うも

のです。

負担増で利用を減らした方、介護現場の混乱のおそれも報道されていますが、本市で2割負担となる対象者数とそれに対する問い合わせは何件か、また対応はどのように行われていますか。

です。施設入所を希望しても施設が不足し、入所できない待機者が昨年よりもふえています。対策と整備計画を示してほしいと思えます。また、4月から入所要件を要介護3以上に制限したことによる影響や対応はどのように行われていますか。

です。保険料が払い切れず、利用料が3倍の3割負担の方がふえています。対策を聞かせてください。

です。保険料引き上げに続く負担増で、利用を控える高齢者や介護報酬マイナスの改定で、介護事業所からもう限界だとの声が上がっています。市独自の軽減、救済措置を講ずる考えはありますか。また、国には介護保険再改定、制度改悪の撤回を求める考えはありますか。

以上、4点について伺います。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 高久好一議員に私からもお答えをさせていただきます。

介護保険について順次答えてまいります。

の2割負担となる対象者数と問い合わせ件数対応についてでございますが、本市の介護保険サービスの利用者負担割合が2割になる方は、8月1日現在269人で、要介護及び要支援認定者数に対して6.3%となっております。

問い合わせ件数については、8月までに30件程度でございました。問い合わせの多くが2割に該当する理由なので、制度について丁寧に説明し、ご理解をいただいております。

次に、 の施設入所待機者対策と整備計画及び入所要件の制限による影響や対応についてもお答えいたします。

入所待機者対策及び整備計画ですが、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする第6期高齢者福祉計画においては、特別養護老人ホーム83床、介護老人保健施設100床、認知症高齢者グループホーム45床等の整備を計画しており、それにより対応する考えでございます。

本市は、高齢者のニーズに合わせた選択ができるように、多様な介護サービス提供基盤の整備を進め、入所待機者解消の取り組みを進める必要があると考えております。

次に、入所要件を要介護3以上に制限したことによる影響や対応についてですが、特別養護老人ホームの入所判断は、以前から栃木県が定めた入所判定の指針及び基準に基づいて施設が対応しており、判定は入所の必要性が重視されております。

したがって、現実的には制限以前から要介護3、4、5の中重度者のほうが優先される実態があります。

また、制限後もやむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、要介護1及び2の方であっても入所可能としていますので、影響はないと考えております。

次に、 の給付制限の対策についてお答えいたします。

3割負担の給付制限は、納付すべき介護保険料の納付がなく、納期限の2年を経過し、介護保険料が時効消滅となった被保険者が対象となります。

本市の要介護保険料の徴収に当たっては、法令に基づき適切に行っております。納付が滞っている方に対しては、給付制限制度の説明や納付方法の相談等を実施し、給付制限に至らぬよう対策を

とっておりますが、引き続き被保険者の実情に応じた対応を行っていく考えであります。

また、新規の給付制限対象者を増加させないためにも、引き続き介護保険被保険者証や納付書等の送付時に、給付制限に関して記載したパンフレット等を同封することにより、給付制限制度の理解を図っております。

の独自軽減、救済措置を講ずる考え、また国に再改定を求める考えがあるかについてもお答えいたします。

初めに、介護保険料の生活困窮者に対する市独自の減免については既に実施しておりますが、この制度の利用者負担の見直しは、負担の公平化を図って、総体的に負担能力のある所得の高い層の方をお願いしていることから、2割負担になる方に対する独自の軽減は考えておりません。

また、介護事業者への救済措置について、介護報酬の改定による減収については、複数の事業者から聞いているところでありますが、介護保険では民間事業者等の参入による競争原理の導入で、サービスの質の向上、コストの効率化を図ることを求めていることから、経営支援のための対策を講ずる考えはございません。

また、国に介護報酬の再改定を求める考えについては、現時点では介護事業者の実態把握や情報交換に努め、決算等の結果や実績を確認した上で、対応すべきと捉えていることから、本市として国に要望等を提出する考えはしておりません。

以上、第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） ご答弁がありました。順次再質問をしていきたいと思っております。

市は、7月末までに要介護や要支援の認定を受けている全員に、保険証とは別に負担割合証を交付しました。この割合証で1割のままか、2割に

なるかがわかります。この負担増は、昨年6月の法改正、自民・公明による賛成多数で決されました。しかし、周知不足で高齢者に伝わっておらず、仕組みのわかりにくさも指摘されています。

そこで伺います。

介護サービス利用者への周知不足で高齢者に伝わっておらず、仕組みのわかりにくさも報道されております。負担増で利用を減らす方、またプランの見直しを考える方、こうした利用者施設現場への支援はどのように行われていますか聞かせてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） ことし8月から介護サービスを利用する際に、収入に応じてでございますけれども、一部の方が従来1割で済んだ負担が2割になったと、そのことについて十分な周知がされていないのではないかと。あるいはそのことを受けて、サービス利用の中身の変更等、そういうことを考える方もいらっしゃるのでは、そこら辺のフォローアップと申しますが、周知と、そこら辺をどのようにするのかというご質問かと思えます。

先ほどまず市長のほうからお答え申し上げましたけれども、30件ほどというようなお答えを差し上げましたけれども、正確にいろいろな方のお問い合わせとかを1件1件記録をつけているということではございませんで、どうしても後から職員のお記憶に頼って集計した数字ということなので、正確な数字ではないんですけれども、おおむねその程度というところでございます。

問い合わせとしては、中には地域包括からの問い合わせも含まれているというところがございます。実際に介護サービスプランをつくるとなると、包括の力をかりるところが何といたっても大き

いと。直接、私どもが一人一人の高齢者に向かい合って何かをするというよりは、包括のほうのご協力をいただく部分が当然大きいということでございますので、そこら辺十分説明いただけるように包括との連携を密にしていくということが大事かというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁がありました。

医療で自己負担が現役世代と同じ3割となる基準に比べ収入ラインが低く設定されている上で、夫婦でいずれかの年金収入が280万以上でも配偶者の年金が少なく、世帯合計が346万未満なら2人とも1割負担といった例外規定もあります。

7月10日に通知を発送した東京都調布市は、自分がなぜ2割なのか、生活に困ると、質問や苦情が相次いでいるとしています。川崎市は相談殺到に備え、受け付け体制強化を行ったとしています。

日本介護支援専門協会では、費用優先で必要なサービスが受けられないと本人が困る。事前によく相談してほしいと、こういうメッセージを出していると、こう報道されています。

に入ります。施設入所の問題です。

那須塩原市、昨年243床で前年より17人ふえました。施設入所は7.52%の増、このときは9月補正で10床分ふやしました。せっかくふやしていただいたけれども、とても足りないという、そういうお話を私はしました。利用者からもそういう声が上がっています。

そして、ことしは、さらに17人ではなくて、今度は29人ふえました、1年の間に。そして272人となりました。今度の補正での増床はありません。ただ、市長のほうから、先ほど6期の介護計画の中で合わせて228床の増床をするという計画が示されました。これが27年度からというので、すぐ

この待機者が解消されるわけではありません。その一部が解消されていくのかなと思いますが、こうした対応を行っていて、果たしてこの待機者がふえるのに追いつくのかどうか、その見通しを聞かせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 入所待機者ということで、基本的には特別養護老人ホームの入所待機者ということでお答えを差し上げたいかなというふう思うところでございますけれども、待機者の数と現実に整備されます特養等のベッド数と見比べると、そこの状況が追いついていないのではないかということのご質問かと思えます。

根源的に入所待機者はいろいろな要望を持っている方がいらっしゃいますけれども、要介護状態によりまして、3以上、特に4、5になってきますと、なかなか自宅での生活が難しいというのはそのとおりかと思えます。どうしても特養をふやしていくということをしないと、なかなか解消は難しいというところは認識しているところでございます。

ただ一方で、施設整備は当然保険料にもはね返ってくるということもございまして、長い目で見ますと、将来の高齢者の数というのも考えなければならぬというところはあろうかと思えます。

そういう中とあと事業者の希望等を考慮しながら、第6期計画をつくったところでございますけれども、やはりそういう計画、保険料の額、そういうバランスをとりながら整備を進めていくところが今の私どもの考えでございます。この計画によって、どれだけ介護者がどういうふう減るんだという将来的な見通しにつきましては、なかなかどういう方が入所を求めているかというのがわからないところもございまして、中には特

養ではない、別の施設がふさわしい方もいらっしゃると思いますし、あるいは順番が回ってきても、念のため手を挙げておいただけというふうな方も中にはいるというふうには聞いておりますけれども、そういうところもございまして、なかなか先の見通しが難しいというのが事実でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 今部長のほうから見通しのお話がありました。なかなか見通しがきかないというようなことなんだと思います。

中には、ほかの施設を利用するという方も念を押した中での答えでございました。こういった施設を利用する方、その7割が非課税と、そうも言われております。つまり、ほとんどがお金がないんだよという、そういう私たち捉え方をしています。

そういう中で、そういった人たちが現在施設利用者の7割を占めている中で、そういう人たちに預貯金が幾らあるのかという、貯金通帳の写しを提出するようにというようなそういう調査も義務づけられました。

こうした中で、認知症の方など、そして家族が通帳の場所がわからずに申請ができないと。先ほど質問の中で現場の混乱というお話もいたしました。こうした状況から、批判が噴出し、大混乱を引き起こしましたと、こう報道されています。

そこで、市のほうに聞いていきたいと思えます。こうした預貯金の提示を求められた那須塩原市の市民の件数と対応について聞かせてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 今お問い合わせの預金総額が保険料に影響出ますのでという制度に変わりましたので、その確認ということで問い

合わせを受けた人数ということかと思えますけれども、その数字についてはちょっと私どもではその数字を持ち合わせておりません。

それから、それに関しまして、特に入所施設あるいは地域包括等から対応について、市のほうに困難事例等の報告というのは受けていないので、特段の対応というのはとっていないところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 入所施設利用者の7割という、こういう指摘もあります。そうした中でこのこういった預貯金の通帳、またはコピーを提出するようにという、こういう話であります。全国的にこういう問題が大きくなりまして、国会でも取り上げられました。そして介護施設利用者本人や家族、そして国民を挙げての運動の中で、こうした資産調査自体を国は改める方針を示しておりませんけれども、書類未提出でも支給できる、一部は改善したと。その日にちは猶予して出てくるまで待つよと、通帳とかそういった書類だと思えます。そういうことが運動の中で行われました。

こうした施設利用者、介護利用者の心理的抵抗を強め、申請をためらわす水際作戦はやめるべきです。もちろん、これは市ではなくて、当然国のほうに向けるべき言葉だと思いますが、ぜひこういうところをしっかりとフォローしていただいて、那須塩原市の市民が安心して介護を利用できる、保険料を払っているけれども、利用料は払えないとか、書類がそろわないので、利用ができないと、こういうことがないように対応していただきたいと思えます。資料は持っていないということなので、先に進みたいと思えます。

保険料の滞納で、ふだんは1割でありながら、利用料を3倍課せられている市民についての質問

です。

出していただいた資料によれば、昨年は件数でやっていくと約55件、そして26年度は85件と、1.5倍と、こういういきなりこういう数字になります。去年も部長からこういう指摘がありました。単純に数字でやるとそういう数字にはなるけれども、ことは出していただいた書類に実人数として14人と、こう記されております。こうした方、実人数が14人でも介護認定者に3倍の利用料を課すことで、滞納が解消すると考えていますか。かえって介護を利用しないことによって、事態を悪化させてしまわないでしょうか、考えを聞かせていただきたいと思えます。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 介護保険料の滞納が2年以上続く方につきましては、通常1割の自己負担分が3割になる、そういう制度をとることによって、介護サービスを利用しない、それによってさまざまな弊害が出るあるいはそのことが介護保険料の納付の向上につながるのかというようなご質問かと思えます。

1つには、使えないことによる弊害というのは、当然考えられなくはないというところが私も正直な感想でございますけれども、一方で多くの方が介護保険の場合は納めてくださっています。その中でさまざまな事情はおありだとは思いますが、納めないでもいいですよというわけにはなかなかいかないというのも、また事実だというふうに思っております。何らかの抑制、制約をかけざるを得ないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 国の制度の中で国の方

針に沿いながら市民の対応を進めていきたいという内容だったかと思います。

に入っていきたいと思います。

先ほど介護の負担増、そして制度の改悪、これを市独自、またはそのほかは国のほうにこの制度自体の撤回を求めていく考えはあるかという質問をいたしました。

そうした中で、市長のほうからこの答弁が、施設に対しては、国は競争原理の導入を求めていると、そうした中で決算の結果を見て対応していきたいというように述べられたところです。

この介護施設、国の言うような株式会社ではありません。国はそうした競争原理、もうけ第一主義の株式会社と同じような対応をするように求めています。しかし、こうした介護施設は市民の老後、特に介護認定者をしっかりと守っていかなければならない施設です。

こうした制度、国の悪政から、市がしっかりと住んでよかった那須塩原市実現のために、那須塩原市の高齢者、そして介護認定者を守るための対応をしっかりしていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（中村芳隆議員） 以上で、11番、高久好一議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間、休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時03分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平山啓子議員

議長（中村芳隆議員） 次に、23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 皆様、改めましてこんにちは。

最後の質問者となりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、4項目ほど質問させていただきます。

1項目め、不育症治療に公的助成を。

社会の課題が多様化、複雑化する中、あらゆる分野に女性の力を生かしていくことは、国民生活全体の質の向上につながり、日本再建を大きく前へ進めることとなります。女性の力を生かせるかどうか我が国の未来を、また本市の未来を大きく左右するといっても過言ではありません。まずは、女性の活躍の基盤となる健康を守らなければいけません。

そこで、不育症治療に対して、費用を気にせずに治療に専念できるよう、公的助成制度の創設についてお伺ひいたします。

この質問、今までにも何回も質問させていただきましたけれども、あえてまた取り上げさせていただきました。

よろしくお願ひします。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） それでは、私から1の不育症治療に対して、費用を気にせず治療に専念できるような公的助成制度の創設についてお答えを申し上げます。

不育症治療につきましては、原因がはっきりしているものについては保険適用となります。保険適用外については原因が不明で、効果的な治療が確立されていないケースが多いことから、現在

のところ市といたしまして公的負担を行う考えはございません。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） それでは、1項目めについての再質問をさせていただきます。

前にもこれは述べたと思うんですけども、またご説明いたします。

不育症とは、妊娠しても流産や死産、新生児死亡を繰り返す病気です。妊婦の2%から5%が不育症で悩んでいるとされており、本市では、年間1,000人の出生届があり、その中の50人が不育症のために生まれてくることができません。この数は少ないとは言えません。

しかし、この不育症、専門医に診てもらい、適切な治療を受ければ、最終的には80%の方が無事に出産していると言われております。40%の女性が生涯に流産を経験していると言われておりますが、厚生労働省による実態調査では、16人に1人の割合で不育症と診断されております。

不育症の主な原因として、厚生労働省の研究機関によりますと、子宮や甲状腺、遺伝子の異常など複雑であり、その治療もさまざまです。不育症では、検査に訪れる段階で、既に複数回の流産や死産などを経験しております。そういうケースがほとんどで、加えてさらに検査費用や治療費のほとんどが保険適用外のため、精神的な負担と合わせて経済的な負担が問題視されているところでございます。

患者さんの負担額は、症状によっても異なりますが、検査を含む保険適用外治療費が出産までに数十万円から100万円を超える場合もあると言われております。

例えば血液凝固異常による不育症の治療には、低用量アスピリン療法とヘパリン療法の2つがあ

ります。アスピリンは沈痛、解熱作用に使われますが、それ以外に血小板が活性化しないように抑え、血液をさらさらにする効果があり、ただし少量のみ効果があるので、低用量アスピリン療法と呼ばれているそうです。

ヘパリン療法とは、血液凝固因子を変えることで血が固まらないようにするやり方で、実際には在宅自己注射療法などがあります。詳しいことは省きますけれども、具体的には糖尿病の患者さんがインシュリンの在宅自己注射を行うような方法です。

通常の妊娠にかかる費用とヘパリン療法をした場合の違いを比べてみましょう。

検査では、通常は保険が適用されますが、不育症患者の場合は、保険と実費検査込みで7万円ぐらいかかると言われております。妊娠検査では、さらに不育症の場合、専門医療機関と分娩医療機関での健診を受けなければならず、倍の費用が発生、そして治療です。通常の場合は、費用は発生しませんが、不育症の場合、その症状によってさまざまな治療が必要になってきます。この治療費に20万円から30万、そして分娩に関しても若干の差が出る場合があります。

このヘパリン療法の費用は、2012年1月から保険適用が対応しましたが、以前より半額以下になったとはいえ、月1回の自己注射指導管理料、注射用の針などだそうです。これが約3,000円、注射液の費用約7,000円、妊娠5週から36週までずっと続けて注射を打たなければなりません。これにかかる費用が約8万円、そして妊婦健診料金は別料金となっております。

このような中、国に先駆けて独自の財源で助成制度を設けている自治体も徐々にふえてまいりました。前にも申しましたけれども、本県では日光市、また大阪高槻市、神奈川県大和市、また愛媛

県今治市などです。

本市では、不妊治療助成事業が行われています。その対象者として不妊治療が必要であると医師に診断され、治療を受けている方、また助成の対象として保険診療以外の不妊治療に係る検査費と治療費に助成をされております。

そこで、この不妊治療に対して年間何人ぐらいの方がご利用なされていますでしょうか。また費用、またその効果はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 不妊治療を受けていらっしゃる方の件数等についてのお問い合わせをいただきました。

助成件数をまず申し上げますけれども、昨年度、平成26年度におきまして助成をいたしましたのは88件でございます。そのうち30件の方から妊娠になったというようなことで報告をいただいているところでございます。

なお、助成額につきましては、約1,340万円ほどということでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） それと同じように、この不育症におきましても専門の医療機関において不育症と診断され、治療を受けている方、主にヘパリン療法とは思われますが、その方の保険診療適用外の検査費、治療費の公費の助成を受けられるべきと考えます。不妊症の患者は、公費助成は受けられるが、不育症患者には公費助成が受けられませんかでは困ると思いますけれども、お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 基本的に最初にお答えいたしましたとおり、不育症につきましては、効果がわかっているというものについては、保険が適用になったというところでございます。原因もわからず、効果的な治療法が確立されていないというものにつきましては、保険適用がならないところでございますけれども、そのような治療につきましては効果もはっきりわからないものについて、市が助成をするということについては、喜ばしいことではないということから、助成をする考えがないというふうに申し上げているところでございますけれども、一方不妊症につきましては、確かに保険適用ではございませんけれども、治療方法が確立されて効果的な治療ができるということから、効果が見込めるということで、市費の投入をするということで助成をしている。それぞれ効果を医学的に確立されているかどうかということと助成の判断を分けているというところでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） やはり不妊治療に関しましても100%効果があるというわけではないだろうし、また不育症に関してもヘパリン療法をやれば必ずできるよというまでの確かに確定はないにしても、これもどちらも同じではないかと、私はそういうふうに思っております。

やはり本当に産みたくても産めない人へ耳を傾けて、目を向けることはできないものでしょうか。また、患者の経済的な負担を軽くすることはできないものか、前向きに取り組んでいただきたいと思います。これ何回も今まで質問していますので、ぜひよろしくお伺いいたします。

2項目めに移ります。

次、子育て環境の整備についてお伺いいたしま

す。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に、未来を拓く子どもたちの健やかな成長のために安心して子育てができるよう子育て施設の整備と子育てサービスの充実を図るとあります。

西那須野支所、塩原支所に授乳室の設置について、またベビーカーの設置についてお伺いいたします。

乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境を整備し、子育て家族の外出を支援するため、「赤ちゃんの駅」事業の実施についてお伺いいたします。

イベント等で利用できる移動式簡易テント「赤ちゃんの駅」の導入についてもお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質問に対し、答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） それでは、私のほうから2の子育て環境の整備について順次お答えいたします。

初めに、の西那須野支所、塩原支所の授乳室及びベビーカーの設置についてお答えいたします。

授乳室につきましては、今年度5月に策定しました窓口サービス向上に係る行動計画におきまして、西那須野支所の授乳室整備に努めることとしておりますが、来庁者の申し出には、既存の相談室等を利用し、授乳できる体制としております。

また、塩原支所につきましても、既存の日直室、相談室等を利用し、安心して授乳ができるよう対応しております。

ベビーカーにつきましては、来庁者が乳幼児連れの場合、個人のベビーカーを利用している方がほとんどであり、来庁者からの要望も特にないため、今のところベビーカー設置は考えておりませ

ん。

次に、の子育て家族の外出を支援するための「赤ちゃんの駅」事業の実施についてお答えいたします。

乳幼児連れの親子が外出中に授乳やおむつがえの必要が生じたとき、場所を提供している店舗や施設は、現在でも数多く見受けられますが、それを「赤ちゃんの駅」として登録して周知することにより、安心して外出ができるようになるとともに、地域全体で子育てを応援する意識の醸成が図られることが期待されることから、県内でも幾つかの市でこの事業が行われております。

現在先進的に取り組んでいる市町の状況を調査し、本市における事業実施の必要性などについて研究してまいりたいと考えております。

最後に、の移動式簡易テント「赤ちゃんの駅」の導入についてお答えいたします。

屋外で開催されるイベント会場で付近に授乳やおむつがえができる施設がない場合などに利用できる移動式簡易テント「赤ちゃんの駅」につきましては、でお答えしました「赤ちゃんの駅」事業実施とあわせて今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） それでは、1から3まで関連していますので、一括して再質問をいたします。

やはり常々支所とかを訪れたときに、ちょっと赤ちゃんの気軽におむつがえや授乳ができる場所があるといいなというふうには感じたので、今回取り上げてみました。今この本庁におきまして、下に1階に授乳室があるんですけども、それは鍵がかかっているのではないかと思うんですけども、かけておく理由というのは何かあるんでし

ようか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 1階、市民室の片隅ではありますが、そこに授乳室を設置しております。確かにふだんにつきましては、鍵をしているというような状況でありまして、その鍵は総合案内窓口のほうでお預かりをしております、利用したいという方の申し出があったときに鍵をお渡ししまして、利用していただいているというような状況でございます。

鍵をしておきますのは、やはり誰もいないというような状況が多々見られますので、何かいたずら等をされないために施錠しておくというふうなことでございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 西那須野支所、塩原支所におきましては、今現在ある相談室等、また日直部屋を利用してそれに対応するとあるんでしょうけれども、例えばそこが塞がっていたときなどは、万が一かち合うということがもしありましたら、そのときはどう対応するんでしょうか。

また、相談室等の入り口に授乳室もできますよなどというようなお知らせもあるのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

西那須野支所長。

西那須野支所長（関谷正徳） 西那須野支所についてお答えいたします。

授乳につきましては、お客さんが待っているところに授乳を希望される方は窓口に相談してくださいというチラシが張ってあります。会議室については相談室、あとは旧収入役室等いろいろありますので、あいていないということはないと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） やはり授乳というのは、衛生面なんかも考えられると思うので、例えばそのふだんは相談室で使われているところ、また日直室で使われるところの衛生管理の面なんかはどうでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

西那須野支所長。

西那須野支所長（関谷正徳） 相談室、旧収入役室についても適切に掃除をしておりますので、衛生面については問題ないのではないかとこのように考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） あとベビーカーなんですけれども、これはお客様から自分で持ってきたり、そのような要望がないので、特に設置する必要はないとの今答弁なんですけれども、やはり今回西那須野支所におきましては子ども未来部、また子育て支援センターの設置があり、かなり若い赤ちゃん連れの方が多く足を運ぶところだと思います。そのときに安心して気軽に利用できるサービスの向上を目指すということであれば、やはり目につくところに二、三台でも置いてあればちょっとお借りしようかな。なければちょっと声はかけられないというのもあるのではないかなと思うんで、二、三台ちょっと設置していただければなと思いますけれども、この件はどうでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

西那須野支所長。

西那須野支所長（関谷正徳） ベビーカーについてなんですけれども、一応窓口を直接担当している職員に確認をしました。先ほど答弁がありましたように要望はない、またお子さん連れでこれたお客様で、子どもから手が離せないような状

況では、担当がカウンターの外に出て、直接来庁者のほうに行き対応しているんで、ベビーカーは必要ないんじゃないかという意見でございました。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 次の「赤ちゃんの駅」なんですけれども、これもやはりお隣の矢板市では、かなり何年前にも設置されて、今現在子連れの若いお母さん方に大変喜ばれていると聞いております。本市におきましてもそういうような事例を参考に、ぜひとも本当に子育て支援、また定住促進に向けての小さなことではありますけれども、大事なことなので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

また、イベントでの移動式の「赤ちゃんの駅」のテントなんですけれども、やはりこれもまた検討するというようなご答弁でしたけれども、これからイベントがかなりあちこちで行われておりますよね。そこで若い人が大体は車の中でおむつがえとか、授乳なんかを利用する方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、さらにイベント会場とその駐車場が離れていて、なかなか不便を来すとも考えられます。そのようなときに簡易テントが設置されていれば、安心してそこで授乳、おむつがえができると思います。

費用といたしましても、設置している方にたまたま聞きましたら、20万前後ぐらいで設置できるというような話で、またそれもイベント時には貸し出しもしているんですよというようなところもありますので、この件についてまたお答え願いたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 貸し出し用のテントというところなんですけれども、例えばイベントの

開催をされる方が「赤ちゃんの駅」という名目ではないにしても、独自にテントを設営していただいて、その中に授乳スペース、おむつがえのスペースを設置していただいているというケースも伺っているところでございます。ふれあい広場とか、今月中にございますけれども、そこでは以前から対応していただいているということも伺っておりますし、県内で新たに今年度になってから「赤ちゃんの駅」のテントを購入されたと。お値段のほうも、そのぐらいのお値段だというお話は実際伺っておりますので、今後の管理、先ほど議員のほうから衛生面というお話がございましたので、実は内部でこの話をどうするかということを研究していこうというところの中で、衛生面とか管理についても課題があるというものが出ておりますので、状況をよく把握させていただきながら研究していきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 今後やはり公共施設、不特定多数の方が集まるそういう場所に、例えば本市でしたら各公民館、また文化会館、図書館、また道の駅などにぜひこの「赤ちゃんの駅」を設置していただくことを希望いたします。

次の3項目に移ります。

大震災時の火災抑制についてお伺いいたします。

これも前に、3月定例会でも提案申し上げたばかりなんですけれども、またちょうど震災時というときもありまして、再度また質問させていただきました。

大震災時の火災は電気に起因する割合が高いと指摘されております。1995年の阪神・淡路大震災では約61%、2011年の東日本大震災では約65%に上ると言われております。

政府は首都直下地震緊急対策推進基本計画、こ

れは3月に閣議決定がなされました。木造住宅の密集市街地における感震ブレイカーの普及率を今後10年間で25%とする目標を掲げました。

そこで、平成27年3月に質問いたしましたときには、消防とも相談し、勉強するとのご答弁をいただきましたが、その後の進捗状況をお伺いいたします。

本市の感震ブレイカー普及に向けた取り組みをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 平山啓子議員に私からも答えいたします。

大震災時の火災抑制についてでございますが、感震ブレイカーの調査研究の進捗状況と本市の感震ブレイカー普及に向けた取り組みについて、関連がありますので、一括でお答えいたします。

国の動きについてですが、大震災時の電気系統に起因する火災対策について、内閣府消防庁、経済産業省の連携により開催された大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会の報告等を踏まえ、本年3月31日に首都直下型地震研究対策推進基本計画の変更が閣議決定されております。

その変更された計画の中で、首都直下地震特別措置法に基づく緊急対策区域のうち、延焼のおそれのある密集市街地における感震ブレイカー普及率目標値を定めておりますが、栃木県はその対象区域外となっております。

本市においては、感震ブレイカーの取り組み等について調査研究を進めているところですが、検討会の報告にも大規模地震時の電気火災発生の抑制効果が示されていることから、消防とも連携した中で市民への啓発を行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ただいまご答弁をいただきました。

1、2がやはり関連するので、一括して再質問いたします。

この市民への啓発なんですけれども、これからのどのような形で市民への啓発を行っていくのでしょうかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） それでは、感震ブレイカーをどんなふうにして市民の方々に普及促進していくのかというふうなご質問でございますけれども、まず感震ブレイカーというものがまだまだ認知されていないのではないかというふうに考えております。

3月の議会のときに、議員さんのほうで実物を提示してくださったわけでありましてけれども、なかなか一般の市民の方、まだまだおわかりになっていないんじゃないかなというふうに感じております。そんなところから、まずはホームページ等通じまして、こういうものが感震ブレイカーだというようなことお知らせのほうをしていきたいと思っておりますし、今月26日に予定しております防災訓練におきましても、チラシの配布等も予定しているところでございます。

また、自治会長さんを対象にしまして、毎年度開催しております自主防災組織に関する説明会というものがございます。その中で地域防災活動として、自主防災組織あるいは自治会での共同購入あるいは設置協力などの取り組みをお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 感震ブレーカーはここにも一番安いのを前回も持ってきたんですけども、地震の揺れを感知すると自動的に電気を遮断する装置なんですね。大規模地震のときの火災防止策として現在注目されていますが、その普及率はまだまだ低いところです。

中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループの最終報告では、火災による被害想定は最大で喪失棟数41万棟、死者数約1万6,000人、対策は待ったなしの状態だと言われております。

同報告では、感震ブレーカーを全世帯に普及させ、初期消火を徹底すれば、火災の死者数が約9割以上減るといふ推計も出ております。

また、感震ブレーカーは主に分電盤、コンセント、簡易の3種類があります。簡易タイプのように、製造価格が安いものもありますが、性能基準が不明瞭なため、普及が進まなかったと言われております。

そこで検討会は、性能を調べる実験の結果を踏まえ、性能評価ガイドラインを策定、検討会の座長を務める東京理科大学大学院教授の関澤氏は、大規模地震の揺れによる電気火災を防ぐ対策として、簡易タイプを含む感震ブレーカーなどは費用負担も比較的小さく設置しやすいこともあり、即効性が期待できる。行政側も性能評価ガイドラインに基づく第三者認証を得た感震ブレーカーを対象にすれば、補助事業をつくりやすくなる。また、財政規模の小さい自治体も対象地域を絞るなど工夫をすれば、補助事業の実施は可能で3,000円程度の簡易タイプであれば、予算は少なく済むと述べられております。

ただいまご答弁にも、これからの防災訓練などでPRしたり、またホームページや広報紙でPRしていくとのご答弁がありました。

今後、火災報知機と同様に義務づけられてくる

と思います。本市においても木造住宅の密集地域も多くみられます。

栃木県は、先ほどのご答弁で緊急対策区域外とはいえ、地域住民の安全、安心を守るための行政の責務があります。火災予防に向けて消防、また自主防災組織とも連携いたしまして、木造密集地の実態調査を進められるなど、さらに地域住民へのさらなる注意啓発を願うものです。期待しております。

次の4項目めに入ります。

防災意識の向上を目指して。

8月30日から9月5日は防災週間でした。また、過日9月6日には、地元の黒磯女性消防団の方、また消防団、また消防署の皆さんのお力をいただき、また本市においても市長を初め皆さんのお力をいただきながら、女性による防火防災訓練が盛大に行われました。本当にお天気にも恵まれ、参加した方は、やはりこういうところに来たのは今まで初めてだということで、少しでもこれからの防災の担い手としてお役に立ったのではないかな。またこれが県、また国への波動になればいいなというふうに思っております。本当に大変お世話になりました。

そこで、将来の地域防災の担い手となる若者を育成することが重要と考えております。

そこで、本市内の中学校、10校ありますけれども、この部活動に「防災部」を設置することについて、本市の所見をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） それでは、4の防災意識の向上についてにお答えを申し上げます。

中学校の部活動に「防災部」を設置することについての本市の所見でございますけれども、中学

校における部活動は、教育活動の一環として位置づけられており、生徒の自発的、自主的な活動として行われているものでございます。

各中学校では、スポーツ、文化、科学等に親しみ、互いに協力し合って、友情を深めることを目的として、学校の実態に応じた部活動が現在行われているところでございます。

現在、市教育委員会といたしましては、中学校の部活動に防災部を設置するという考えはございません。

しかし、ふだんの総合的な学習の時間や特別活動の授業を通して防災に関する内容を扱い、常に防災意識を高める取り組みを行っておりますので、ご理解いただければと、こう思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ただいまご答弁をいただきました。

ただいまのご答弁の中に、いろいろな総合的な学習の時間や特別活動の授業を通して防災に関するいろいろな内容の意識を高めているとありました。その内容、また取り組みなどをお知らせいただけますでしょうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） お尋ねのことですけれども、総合的な学習の時間あるいは特別活動を通して、これまでもさまざまな災害等について、またあるいはそこから学んだもの等について、具体的にどういう行動をとることが防災に効果的になるのかあるいは常日ごろからどういったことを心がけていけばいいのかというようなことを学年の発達段階に応じて取り上げていたりしております。

また、年に数回でありますけれども、避難訓練、

防災訓練等も各学校で実施をしておりますので、そういう中でふだんから自分がどう行動すればいいかという意識づけ、そして行動に結びつけられるような動機づけ、そういったものに取り組んでいるというようなことでございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） これは県内の足利市の例なんですけれども、市内22の全小学校で地域ぐるみで防火、防災教育を進める少年消防クラブが結成される様子が先日の新聞に載っておりました。少年消防クラブは1950年から消防庁の指導で各自治体に設置されていると言われております。防災教育だけでなく、幅広い年代の地域住民との交流を通じた人間形成の場としても期待されているとのことです。

本市での幼稚園、小学校、中学校での消防クラブの現況をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） お尋ねの少年防火クラブ関係についてでございますけれども、現在本市におきましては、小学校で1校、それから中学校で2校というような状況でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 幼稚園はありませんでしたか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 私どもが把握しております情報でございますが、幼稚園につきましては5園あるというふうには伺っております。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 防災教育の一環として、市内で行われる消防団によるポンプ操法大会に私たちも立場上、何回かお邪魔させていただきまし

たけれども、何か参加メンバーがいつも同じようなメンバーではないかなと思って、本当にこの姿を中学生が見学はできないものかといつも思っているんですけども、この件についてはいかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 地域で防災にどう取り組んでいるかということについての理解を深めるという意味では、大変すばらしい機会であろうと思っております。ただ、それが授業の中にどう組み込んでいけるかということについては、十分研究をしていかなければならないのかなと思います。ですから、例えば消防団の方に来ていただいて、出前授業の形で通常の先ほど申し上げましたような総合的な学習の時間あるいは行事等の中で地域としてこんなふうに取り組んでいるというようなことでお話を伺うというようなことは可能かというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） やはりこれは西那須野、黒磯、塩原と、順送りでもポンプ操法などがありますよね。大体行事としては日曜日が多いんですよ。そういうときに授業の中には組み込むことができないでしょうけれども、やはり近隣の小学生、中学生なんか、ましてや消防団の加入者が少ないと言われております。そういう小さいときから、そういう現場を本当に見せるということは非常に大事じゃないかなと思うんで、簡単な考えなんですけれども、もしそういう時間がとれましたら、ぜひ子どもたちに見せてあげていただきたいなと思います。

これはほんの一例なんですけれども、東京荒川区では、区立の中学校、本市と同じように全10校があるそうです。そこの部活動に防災部を設置い

たしました。それは将来の地域防災の担い手となる若者の育成に取り組んでいると言われております。現在防災部には、その10校の全生徒合わせて約300人が入部、消防署や消防団の協力のもと月に1回から2回、火災現場で消火に使用する軽可搬ポンプの操作や救命訓練などを行っていると言われております。

ことし8月には、防災部の生徒の代表20人が岩手県釜石市の被災地を訪問、視察し、地元の中学生と交流を結び、体験学習会を開催するなど、また地域の防災訓練への参加などに活発に参加しているというふうに伺っております。

また、一方では、運動会で消火活動に見立てた防災リレーをPTAの皆さんと一緒にやるなど、学校独自で工夫を凝らした活動も広がっているというふうにお聞きしました。

またさらに、防災の正しい知識を身につけるため、ジュニア防災検定の受検も進めていく考えと、こういうようなことが出ておりました。

本市におきましても、これは一例なんですけれども、高齢化が進む中、本市の消防団員も減少傾向にあります。それは本当に危惧することです。5年、10年先を見越しての地域防災の担い手を今こそ育成していかなければならないと思います。

自分たちのまちは自分たちで守るという郷土愛を持ち、こうした防災意識の向上が地域全体に広がっていくことを期待したいものです。

以上、終わります。ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で、23番、平山啓子議員の市政一般質問は終了いたしました。

以上で市政一般質問通告者の質問は全て終了しました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

市政一般質問を終わります。

#### 散会の宣告

議長（中村芳隆議員） 以上で本日の議事日程は  
全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時48分